

平成28年度
特許審査の質についての
ユーザー評価調査報告書

平成 2 9 年 3 月

特 許 庁

要約

I. はじめに

国際的に信頼される質の高い審査及び適切な権利設定が、企業の円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションの促進や健全な取引維持を図る上で重要です。そして、質の高い特許権を設定するには、特許審査において、ユーザー（出願人や権利を行使される第三者等）のニーズや期待を適切に把握した上で、特許審査¹の質の維持・向上に取り組んでいくことが重要です。

このような認識のもと、特許庁は、世界最高品質の特許審査の実現に取り組むための品質管理の基本原則を示した「特許審査に関する品質ポリシー」（以下、「品質ポリシー」といいます。）を公表しました。当該品質ポリシーでは、品質管理の6つの基本原則の1つに、「幅広いニーズや期待に応えます」と掲げております。

また、特許審査の品質検証のための取組を着実に実施するためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そのため、特許庁は、平成24年度よりユーザー評価調査を実施し、調査結果の品質管理施策への反映に努めています。平成28年度の調査では、特許審査についてニーズや期待及びその変化を把握しつつ、ユーザーの回答負担を低減すべく、調査手法に改善を加えました。

本調査結果は、多くのユーザーの協力の下に得られた貴重な情報であることから、特許庁は、本調査結果に基づいて、審査の質の維持・向上に向けて、引き続き真摯に取り組んでまいります。

以下、本調査結果の概要とともに、回答内容を詳細に分析した結果及びこれらを総合して得られた知見について報告をします。

II. 集計結果と詳細分析の概要

以下の4種類の調査票を用いてユーザー評価を調査しました（各調査票については、付録欄の第39頁以降を参照。）。各調査票を集計・分析した結果は、以下の①－⑦に記載されているとおりです。

A票：国内出願における特許審査の質全般について

B票：特定の国内出願における特許審査の質について

C票：PCT出願における国際調査等の質全般について

D票：特定のPCT出願における国際調査等の質について

¹ 本報告書では、品質ポリシーにおける「特許審査」と同様、発明の審査（PCT出願に関する国際調査及び予備審査を含む）及び実用新案技術評価書の作成を意味します。但し、国内出願における特許審査について説明する箇所では、国内出願の発明の審査を意味します。

1. 質全般に関する評価及び分析

① 国内出願における特許審査の質全般について

最近(1年程度)の特許審査の質全般について、「満足」または「比較的満足」の肯定的な回答の割合は、平成24年度の調査開始時から年々増加し、平成28年度は平成27年度に引き続き半数を超えました。

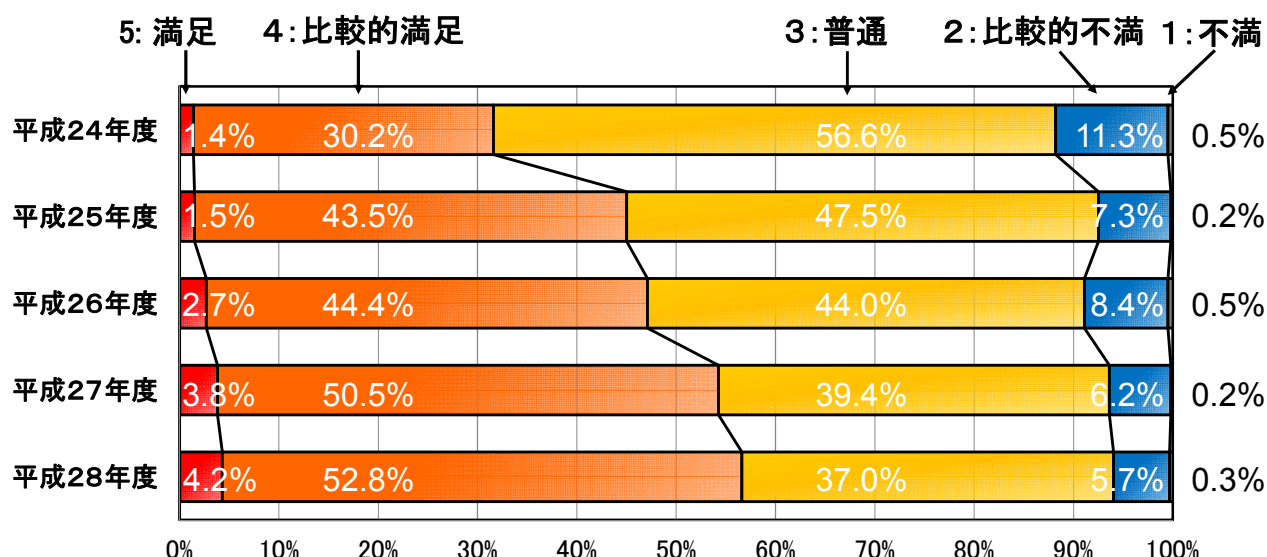


図1. 国内出願における特許審査の質全般についての満足度

本年度の「拒絶理由通知等(拒絶査定除く)の記載」等の特許審査に関する設問について、「拒絶理由通知等(拒絶査定除く)の記載」(60%)、「第29条1項各号(新規性)」(52%)、「国内特許文献の調査」(58%)、「審査官とのコミュニケーション(面接、電話等による連絡等)」(57%)の設問では、「満足」又は「比較的満足」と回答した割合が5割以上を占めていました。

この中でも特に、「拒絶理由通知等(拒絶査定除く)の記載」と、「審査官とのコミュニケーション(面接、電話等による連絡等)」の設問では、「満足」又は「比較的満足」の回答割合が、平成24年の調査開始時から10ポイント以上向上していました。

また、「第29条2項(進歩性)」と、「第36条4項1号、第36条6項(明細書・特許請求の範囲の記載要件)」の設問において、昨年度は、「比較的不満」又は「不満」の否定的な回答の割合が2割以上を占めておりましたが、本年度は、否定的な回答の割合が15%、17%にまで改善しています。「判断の均質性について」の項目では、「比較的不満」又は「不満」と回答した割合が本年度も2割以上ではあったものの、経年変化でみると、着実な改善傾向が見受けられました。

そして、「外国特許文献の調査」は、経年変化でみると、徐々に改善していました。

② PCT出願における国際調査等の質全般について

最近(1年程度)の国際調査等の質全般について、「満足」または「比較的満足」の肯定的な回答の割合は48%でした。平成24年度の調査開始時より、肯定的な回答の割合は徐々に増加しています。

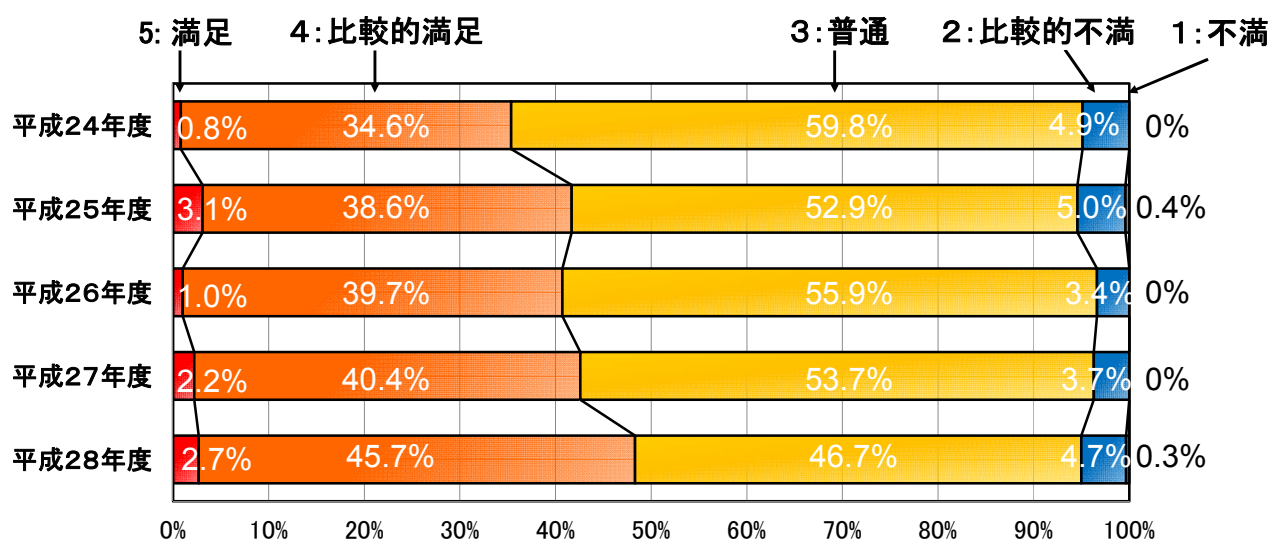


図2. PCT出願における国際調査等の質全般についての満足度

本年度の「新規性・進歩性に関する判断」等の国際調査等の質に関する設問について、「国際特許分類の精度」(45%)、「新規性・進歩性に関する判断」(45%)、「新規性・進歩性に関する見解の記載」(46%)、「国内特許文献の調査」(60%)の4項目は、「5:満足」～「1:不満」のうち、「5:満足」又は「4:比較的満足」と回答した割合が45%以上占めていました。

また、「5:満足」～「1:不満」のうち、「1:不満」又は「2:比較的不満」と回答した割合が1割を上回っていた項目は、「外国特許文献の調査」(19%)、「非特許文献の調査¹」(21%)、「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」(17%)の3項目でした。

「外国特許文献の調査」の項目について、肯定的な回答の割合には昨年度からの変化が見受けられなかったものの、否定的な回答の割合が26%から19%にまで減少していました。

¹ 「わからない」の回答数が全回答数300のうち、53件ありました。

③ 個別項目への評価の全体評価に対する影響

この節では、個別項目（「拒絶理由通知等の記載」等）の評価が、質全般への評価（全体評価）に与える影響について調査しました。この影響の強さは、全体評価（特許審査の質全般に対する5段階評価、5：満足～1：不満）と、個別の項目への評価（項目別の5段階評価、5：満足～1：不満）との間の相関係数で分析することができます。

図3は、国内出願全般について（A票）、個別項目の評価の平均と相関係数との関係を示したものです。図中、特に、現在の評価が低く、全体評価との相関係数が大きいほど（図中の左上側に位置する項目）、優先的に改善・向上を図ることが有益だと考えられます。

全15項目のうち、「判断の均質性について」、「外国特許文献の調査」、「非特許文献等の調査」での評価の平均は、各項目の評価の中で相対的に低いため、これらの項目は、優先的に改善に取り組む必要がある項目であると考えられます。

また、「進歩性」、「拒絶理由等（拒絶査定を除く）の記載」について、評価の平均は全項目のなかで相対的に高いものの、全体評価への相関及び影響が高いことから、質の維持・向上に継続的に取り組む必要がある項目であると考えられます。

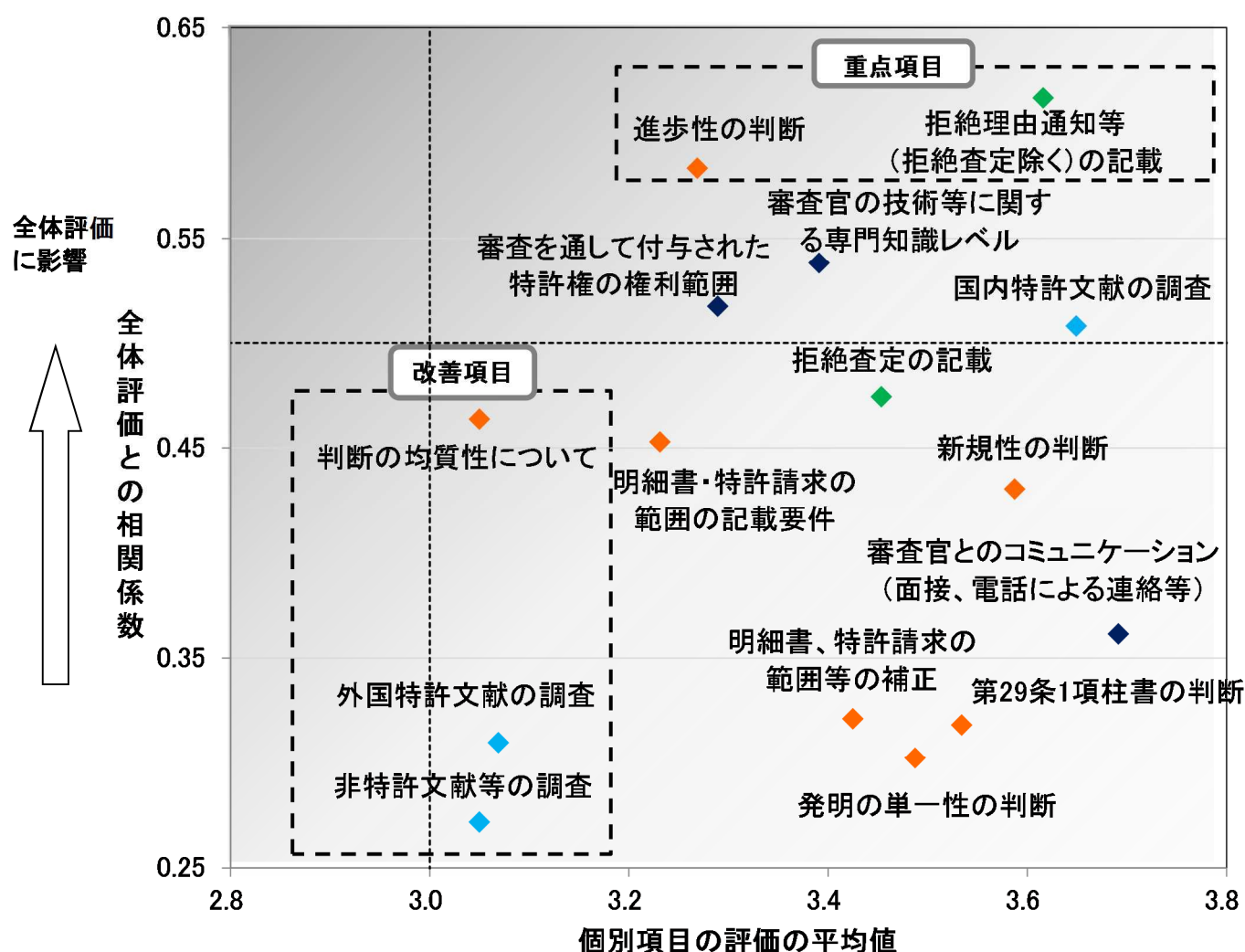


図3. 個別項目の全体評価への影響（国内出願）¹

¹ 図中のマーカの色は、水色がサーチに関する項目、橙色が判断に関する項目、緑色が通知書等の記載に関する項目、紺色がその他の項目であることを示します。

図4は、昨年度の評価の平均値、全体評価との相関係数から、変化が見受けられた項目を抽出したものです。個別項目の中で、相関係数が向上し、かつ、評価の平均が低下したもの、すなわち、ユーザーがより重要視するようになったにもかかわらず、評価の平均が悪化したものは見受けられませんでした。

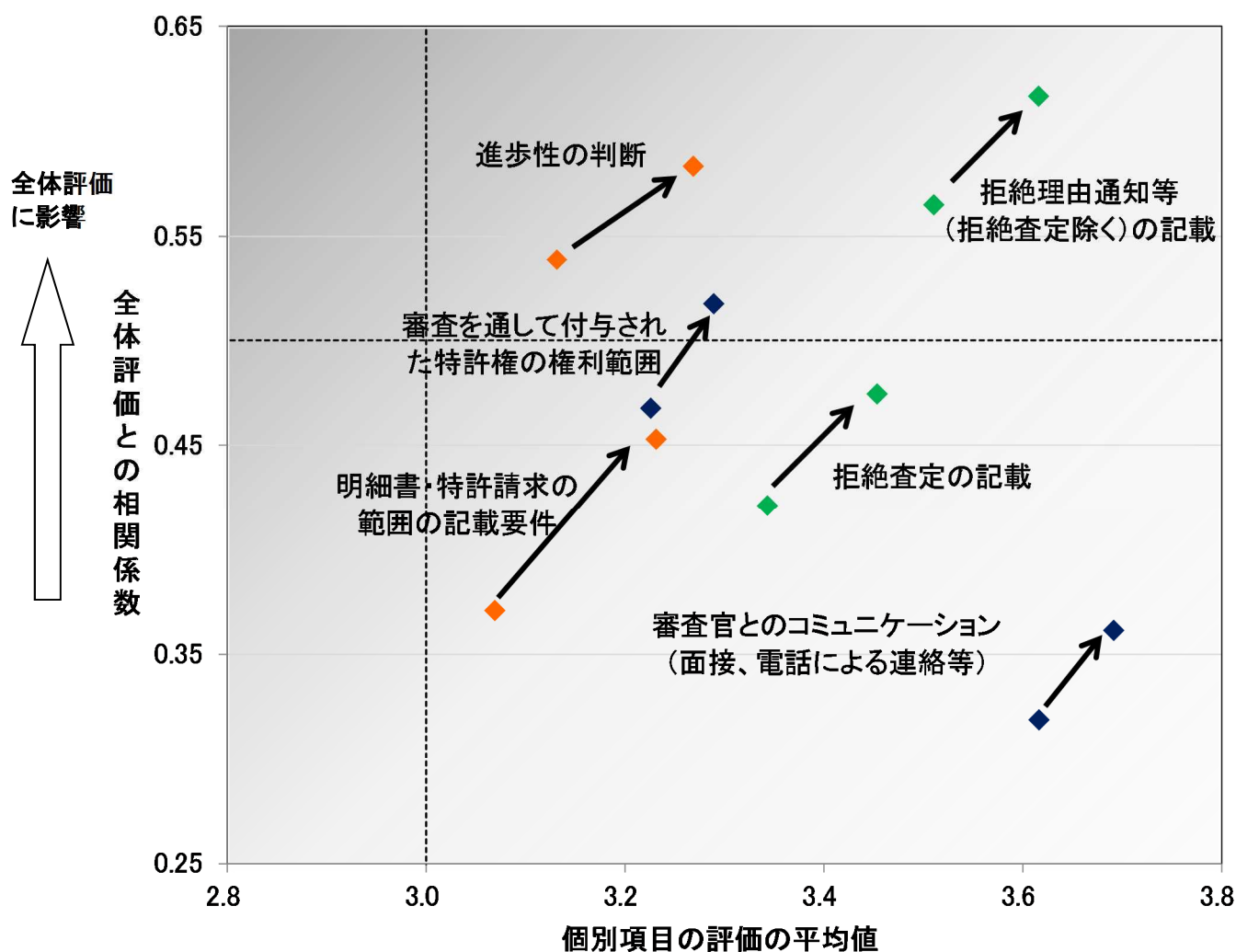


図4. 全体評価に対する相関・評価の平均に変化が見受けられた項目 (国内出願)¹

¹ 図中のマーカの色は、橙色が判断に関する項目、緑色が通知書等の記載に関する項目、紺色がその他の項目であることを示します。

PCT出願の国際調査等における質を問う個別項目について(「新規性・進歩性に関する判断」等)、国内出願における特許審査と同様に、全体評価との相関係数に関する分析をしました。

図5は、PCT 出願における国際調査等の質全般について(C 票)、個別項目の評価の平均と相関係数との関係を示したものです。図中、特に、現在の評価が低く、全体評価との相関係数が大きいほど(図中の左上側に位置する項目)、優先的に改善・向上を図ることが有益だと考えられます。

PCT出願における国際調査等において、「新規性・進歩性に関する判断」は、評価が全項目の中で平均以上の値であるものの、全体評価との相関が相対的に高いため、質の維持・向上を目指すべき重点項目であると考えられます。

また、全項目の中で評価が普通を示す3以下程度と低い、「外国特許文献の調査」、「非特許文献等の調査」の項目は、改善を図る必要がある項目であると考えられます。

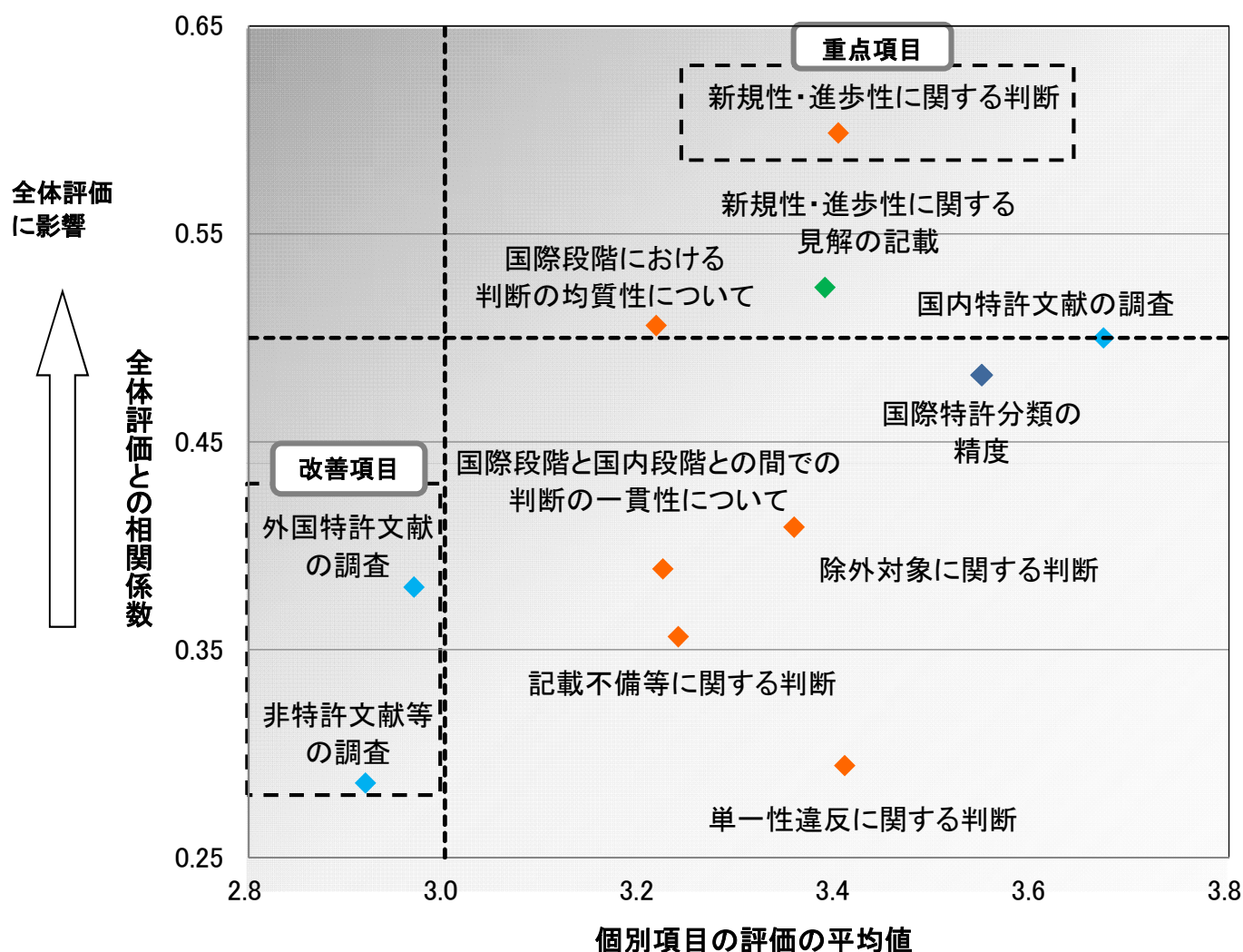


図5. 個別項目の全体評価への影響(PCT出願)¹

¹ 図中のマーカの色は、水色がサーチに関する項目、橙色が判断に関する項目、緑色が通知書等の記載に関する項目、紺色がその他の項目であることを示します。

図6は、平成27年評価の平均値、全体評価との相関係数から、変化が見受けられた評価項目を抽出したものです。大きな変化があった評価項目のなかで、相関係数が向上し、かつ、評価の平均が低下したもの、すなわち、ユーザーがより重要視するようになったにも関わらず、評価が悪化したものは見受けられませんでした。

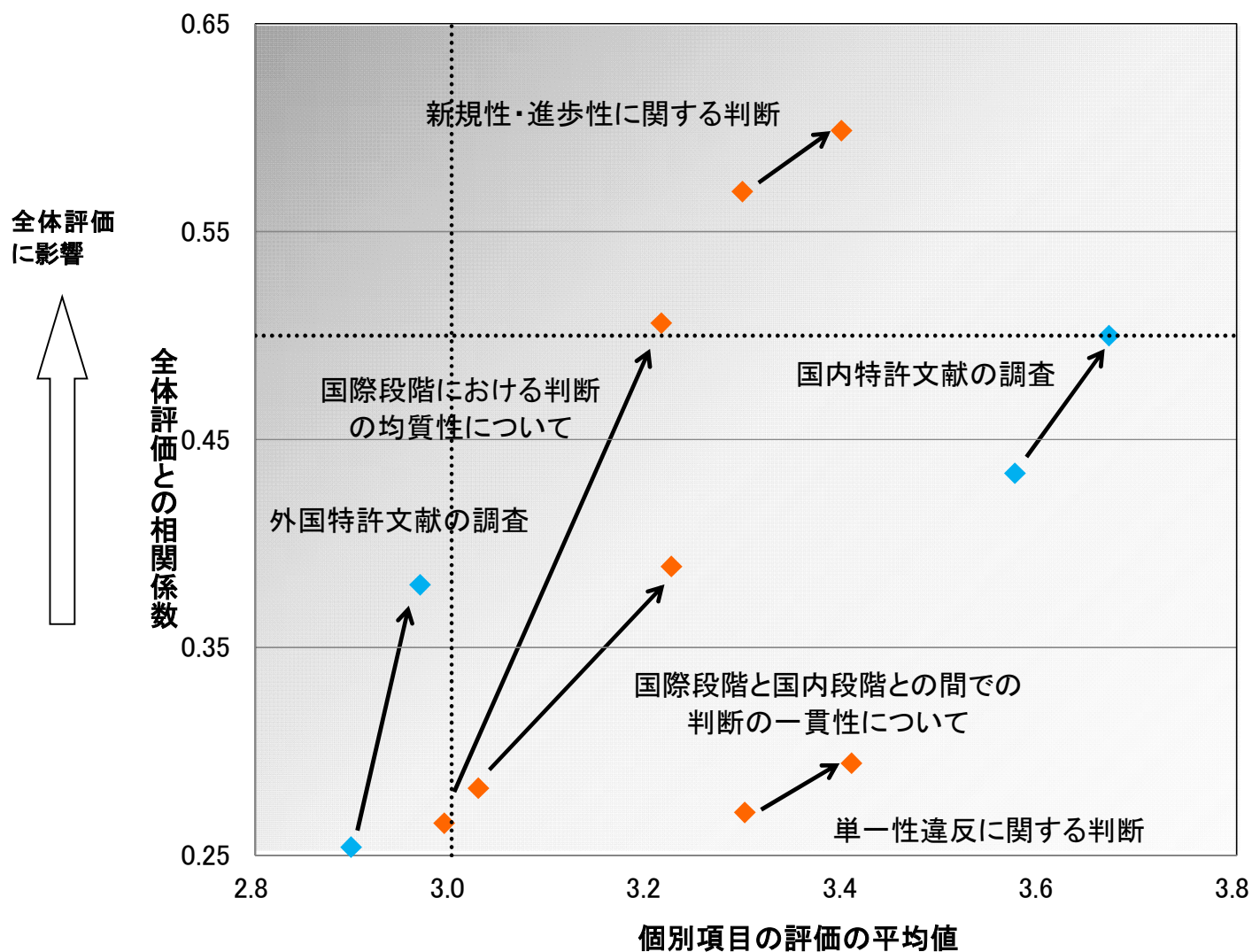


図6. 全体評価に対する相関・評価の平均に変化が見受けられた項目 (PCT出願)¹

¹ 図中のマーカの色は、水色がサーチに関する項目、オレンジが判断に関する項目であることを示します。

2. 個別案件に関する評価及び分析

④ 特定の国内出願における特許審査の質について

調査対象となった特定の国内出願に関する特許審査の質について、「満足」又は「比較的満足」と回答した割合は、平成24年度の調査開始時から55%付近で推移しています。

「満足」又は「比較的満足」と回答された理由¹として、「拒絶理由通知／拒絶査定に記載内容が丁寧で分かりやすい」、「新規性・進歩性に関する判断が適切である」との指摘が多くを占めていました。

他方、「不満」、「比較的不満」と回答された理由として、「新規性、進歩性を欠いている理由についての説明、判断に不満がある」、「記載要件を満たしていないとする理由についての説明、判断に不満がある」、「拒絶理由通知／拒絶査定を読んでも審査官の判断または意図が良く理解できない」の指摘が多くを占めていました。

新規性、進歩性判断に対する不満の具体的な理由²は、「引用文献の認定」、「一致点・相違点についての説明・判断」、「組合せ・動機づけについての説明・判断」にありました。また、記載要件に対する不満の具体的な理由は、「サポート要件に関する説明・判断」、「明確性要件に関する説明・判断」にありました。

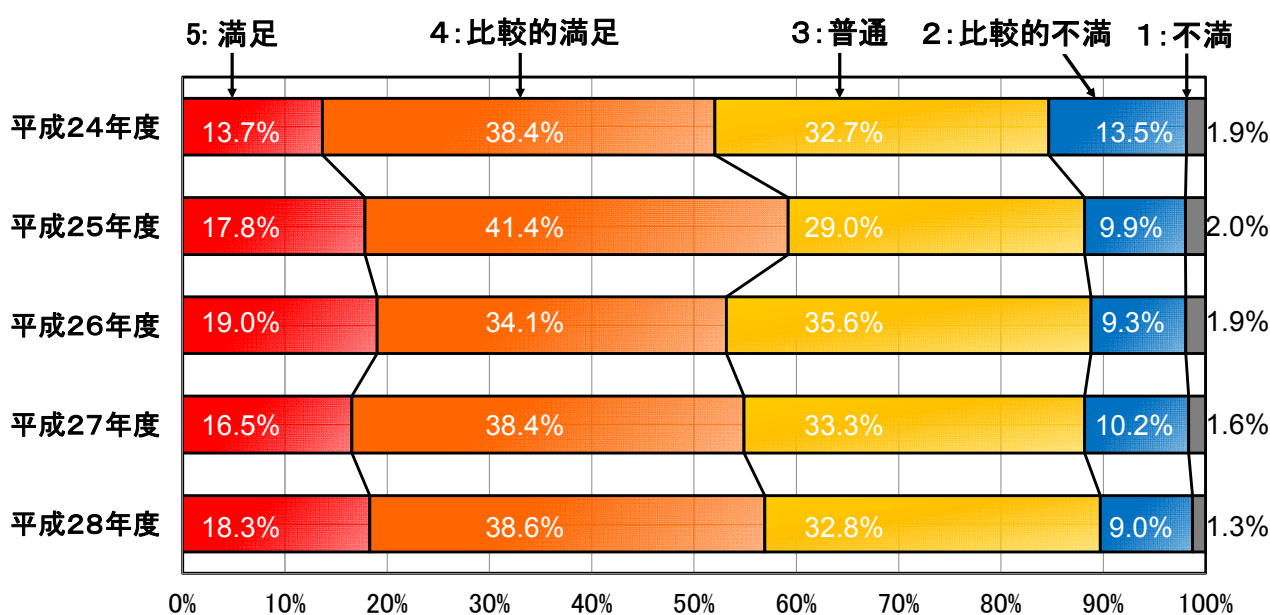


図7. 特定の国内出願における特許審査の質についての満足度

¹ 有効回答1013件中、「拒絶理由通知／拒絶査定に記載内容が丁寧で分かりやすい」との指摘が651件、「新規性・進歩性に関する判断が適切である」との指摘が608件ありました。ここで、1つの回答に複数の理由が含まれる場合は意見ごとに集計しました。

² 新規性、進歩性を欠いている理由についての説明、判断に対して不満と回答された164件において、「引用文献の認定」、「一致点・相違点についての説明・判断」、「組合せ・動機づけについての説明・判断」が具体的な不満理由であるとの指摘がそれぞれ、41件、74件、51件ありました。また、記載要件を満たしていないとする理由についての説明、判断に対して不満と回答された28件において、「サポート要件に関する説明・判断」、「明確性要件に関する説明・判断」が具体的な不満理由であるとの指摘がそれぞれ、14件、11件（このうち、PBPクレームに関する指摘が1件）ありました。なお、これらの進歩性、記載要件に係る指摘について、複数の指摘があった場合には、それぞれについてカウントしました。

⑤ 特定のPCT出願における国際調査等の質について

調査対象となった特定のPCT出願に関する特許審査の質について、「満足」又は「比較的満足」と回答した割合は、平成24年度の調査開始時から53%付近で推移していました。

「満足」又は「比較的満足」と回答された理由¹として、「国際調査報告・見解書等の記載内容が丁寧で分かりやすい」、「新規性・進歩性に関する判断が適切である」との指摘が多くの割合を占めていました。

他方、「不満」、「比較的不満」と回答された理由として、「新規性・進歩性を欠いている理由についての説明、判断に不満がある」の指摘が多くの割合を占めていました。

新規性・進歩性を欠いている理由についての説明、判断に不満がある具体的な理由²としては、「一致点、相違点の判断」、「組合せ・動機づけについての説明・判断」、「引用発明の認定」がその理由として挙げられていました。

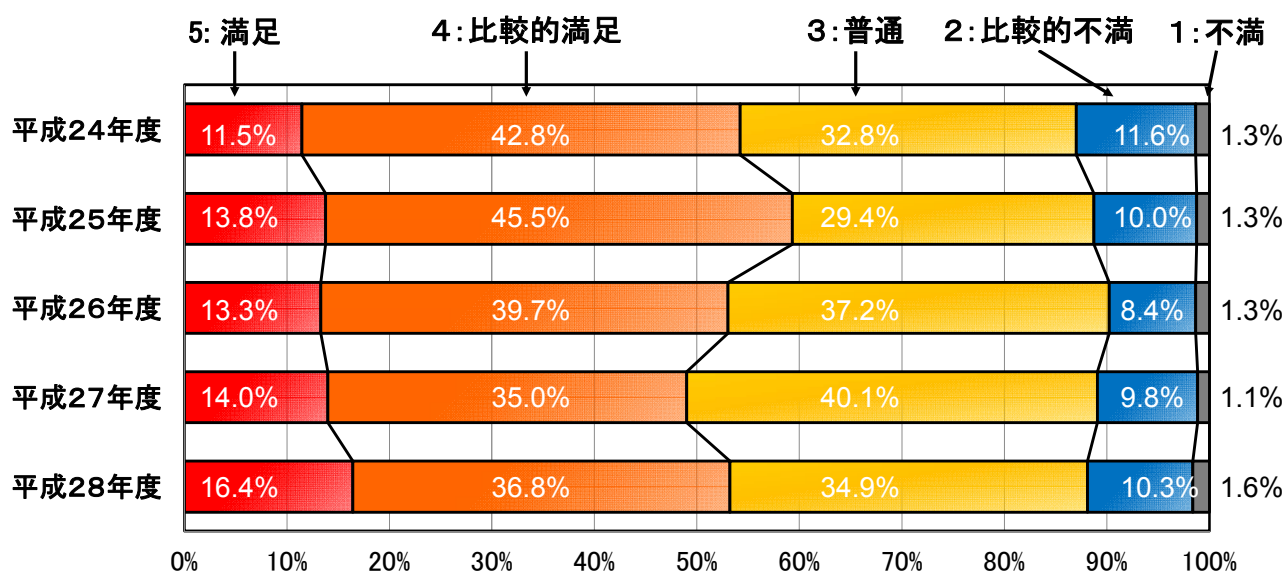


図8. 特定のPCT出願における国際調査等の質についての満足度

¹ 有効回答363件中、「国際調査報告・見解書等の記載内容が丁寧で分かりやすい」との指摘が234件、「新規性・進歩性に関する判断が適切である」との指摘が243件ありました。なお、1つの回答に複数の理由が含まれる場合は意見ごとに集計しました。

² 新規性、進歩性を欠いている理由についての説明、判断に対して不満と回答された67件において、「引用発明の認定」、「一致点、相違点の判断」、「組合せ・動機づけについての説明・判断」が具体的な不満内容であるとの指摘が28件、35件、34件ありました。

⑥ 不満内容の分析

特定の国内出願における特許審査の質や、特定のPCT出願における国際調査等の質について、調査の対象となった特定案件に対する意見・指摘内容と、自由記入欄に回答があった個別案件に対する意見・指摘内容の分析を行いました。

下記図9は、新規性・進歩性、記載要件、サーチ、判断の均質性の不満内容毎の指摘件数の経年変化を示します。

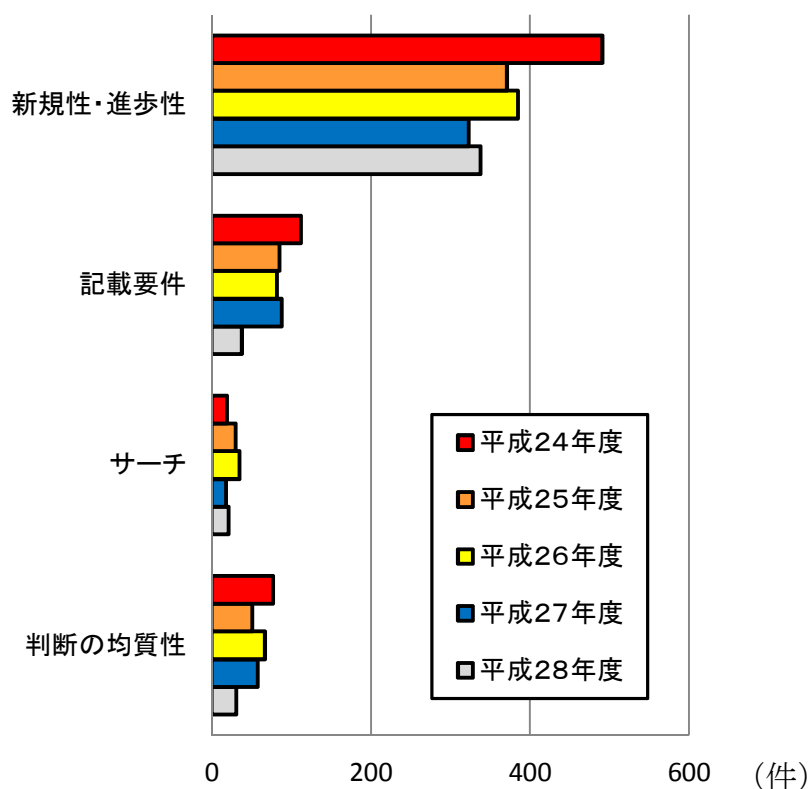


図9. 質に関する不満・問題の指摘内容の内訳

図10は、新規性・進歩性、記載要件、サーチ、判断の均質性の不満内容毎の指摘件数について、国内出願、PCT 出願での傾向を示すものです。

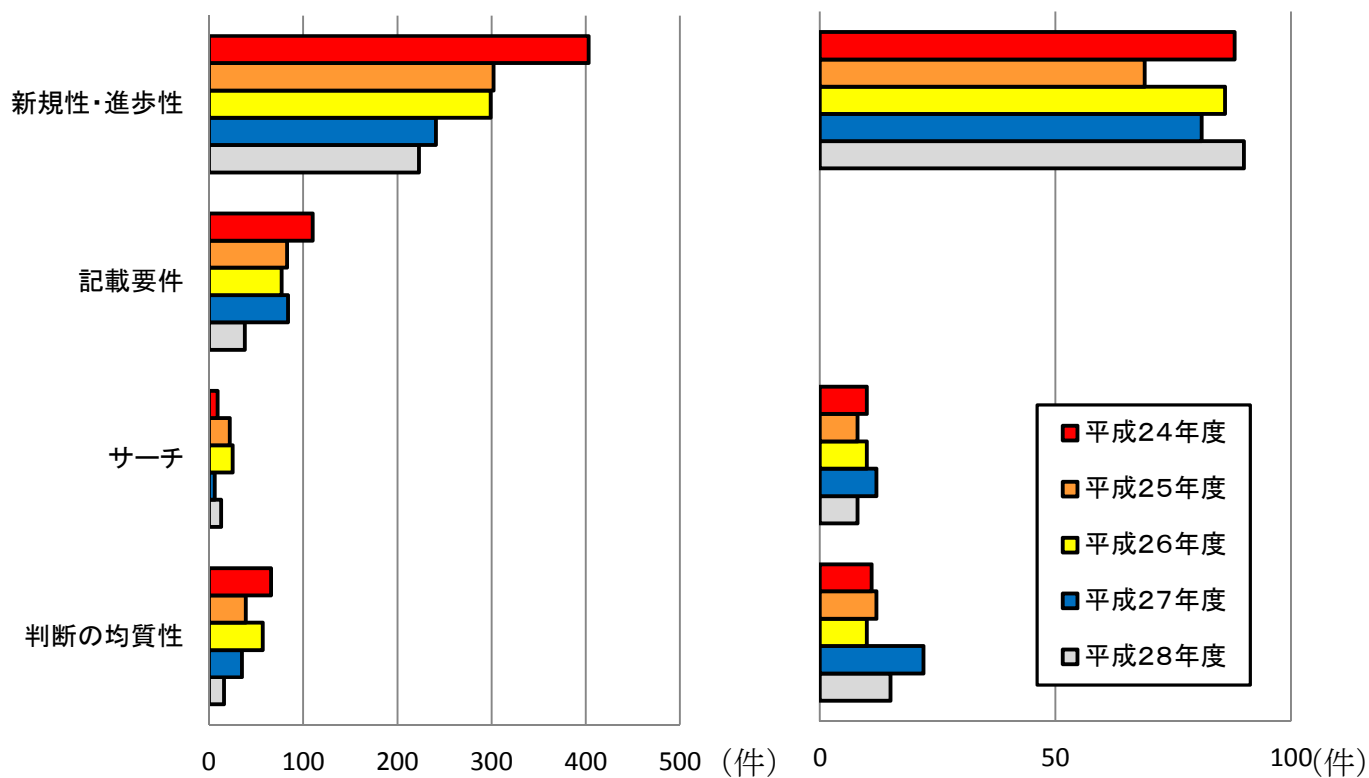


図10. 国内出願(左)とPCT 出願(右)との指摘内容の件数内訳¹

¹ PCT については、記載要件に関する指摘が0またはごく少数であったため、図示していない。

Ⅲ. 分析結果のポイントについて

国内の特許審査における質全般について、「満足」又は「比較的満足」の肯定的な回答の割合が調査開始より年々増加し、平成28年度は、平成27年度に引き続き半数を超えていました。

国内の特許出願の質に関する個別の項目（「拒絶理由通知等の記載」等）に対する評価では、各項目への評価は維持又は向上されておりました。特に、「第29条2項（進歩性）」と「第36条4項1号、第36条6項（明細書・特許請求の範囲の記載要件）」の設問では、「不満」又は「比較的不満」の否定的な回答の割合が肯定的な回答の割合に転じて、本年度は、否定的な回答の割合が2割を切りました。また、「判断の均質性について」の項目では、「比較的不満」又は「不満」と回答した割合が2割以上ではあったものの、着実な改善傾向が見受けられました（第ii頁参照）。

PCT出願における国際調査等の質全般においても、「満足」又は「比較的満足」の肯定的な回答の割合が調査開始より年々向上し、平成27年度「満足」または「比較的満足」の肯定的な回答の割合が43%であったところが本年度は、48%にまで向上していました。

PCT出願の質に関する個別の項目（「国際特許分類の精度」等）に対する評価では、各項目への評価は概ね維持又は向上されておりました。特に、「外国特許文献の調査」の項目については、肯定的な回答の割合には昨年度からの変化が見受けられなかったものの、否定的な回答の割合が26%から19%にまで減少していました（第iii頁参照）。

これらのことから、特許庁でこれまで取り組んできた、審査の質向上のための取組が、着実にユーザーの評価に結びついていると考えられます。

今後は、これまでの審査の質向上のための取組を着実に実施しつつ、今回のユーザー評価調査における、全体評価に対する個別項目の評価の影響に係る分析結果や（本編の第iv～vii頁を参照）、特許庁で実施している他の分析結果を踏まえて、総合的な視点から課題・改善点の抽出を行い、今回抽出されたPCT出願での外国特許文献を含む先行技術文献調査、判断の均質性等の課題の改善や、新規性・進歩性の判断、拒絶理由通知等の記載の質の維持・向上に取り組んで行く必要があります。

本調査を通して把握される改善状況は、今後も本調査を継続し、その結果を報告することを通じてユーザーにお知らせしていく予定です。また、併せて特許庁における品質管理の実施体制や実施状況等についてもホームページ等を通じて公表して参ります。

謝辞

本調査の実施にあたりましては、多くのユーザーの皆様にご協力をいただきました。ここに、心より感謝の意を表します。

審査の質の維持・向上のためには、ユーザーの皆様による審査の品質評価を継続し、その結果に基づいて、特許審査及びその関連業務の継続的な改善を推進して行く必要があります。引き続きご協力をお願い致します。

目次

要約	I
1. 調査の概要	1
(1) 背景	1
(2) 本調査の目的	1
(3) ユーザー評価の収集方法	1
(4) 調査票について	2
(5) 調査対象者	2
(6) 回答率について	3
(7) 本報告書における「満足」及び「不満」の用語について	4
(8) 昨年度からの変更点	4
2. 集計結果	5
(1) 国内出願における特許審査の質について	5
① 国内出願における特許審査の質全般について	5
② 国内出願における特許審査の質に関する項目別の評価について	5
③ 他国庁との比較について	12
④ 自由記入欄への回答	13
(2) P C T出願における国際調査等の質について	14
① P C T出願における国際調査等の質全般について	14
② 国際調査等の項目別の質の評価について	14
③ 他国庁との比較について	17
④ 自由記入欄への回答	18
(3) 特定の国内出願における特許審査の質について	19
① 調査対象案件における特許審査の質について（全般）	19
② 調査対象案件における特許審査の質に肯定的な回答をした理由について	20
③ 調査対象案件における特許審査の質に否定的な回答をした理由について	21
(4) 特定のP C T出願における国際調査等の質について	22
① 調査対象案件における国際調査等の質	22
② 調査対象案件における国際調査等の質に肯定的な回答をした理由について	22
③ 調査対象案件における国際調査等の質に否定的な回答をした理由について	23
3. 回答内容の詳細分析	24
(1) 各評価項目と全体評価との相関分析	24
① 分析の内容	24
② 個別の項目への評価の全体評価への影響（国内出願）	25
③ 個別の項目への評価の全体評価に対する影響（P C T出願）	27
(2) 個別案件の具体的な指摘事項の分析について	29
① 分析の内容	29
② 指摘全体としての傾向	31
③ 新規性・進歩性に関する指摘について	32
④ 記載要件に関する指摘について	32
⑤ サーチに関する指摘について	33

⑥	判断の均質性に関する指摘について	33
⑦	国内出願と PCT 出願との比較	34
4.	分析結果のポイント	35
5.	分析結果のポイントで明らかになった課題への対応	36
6.	今後のユーザー評価調査に向けて	36
	謝辞	36
	(付録) 調査票 (A－D 票)	37

図 1: 国内出願における特許審査の質全般の満足度	5
図 2: 拒絶理由通知等の記載の満足度	7
図 3: 審査官とのコミュニケーション（電話、面接による連絡等）の満足度	7
図 4: 進歩性の判断についての満足度	8
図 5: 記載要件の判断についての満足度	8
図 6: 審査官の技術等に関する専門知識レベルの満足度	9
図 7: 付与された特許権の権利範囲の満足度	9
図 8: 判断の均質性についての満足度	10
図 9: 外国特許文献の調査の満足度	11
図 10: 非特許文献の調査の満足度	11
図 11: 国際調査等の質全般の満足度	14
図 12: 国際調査等での外国特許文献の調査の満足度	15
図 13: 国際調査等での非特許文献の調査の満足度	15
図 14: 国際調査等における判断の均質性についての満足度	16
図 15: 国際段階と国内段階との間での判断の一貫性の満足度	16
図 16: 特定の国内出願における特許審査の質の満足度	19
図 17: 特定の PCT 出願における国際調査等の質の満足度	22
図 18: 個別の評価項目の評価と全体評価の関係	24
図 19: 個別の項目の全体評価への影響(国内出願)	25
図 20: 全体評価に対する相関・評価の平均に変化が見受けられた項目(国内出願)	26
図 21: 個別の項目の全体評価への影響(PCT 出願)	27
図 22: 評価の平均値及び相関係数の変化が大きかった項目(PCT 出願)	28
図 23: 指摘事項の分類項目一覧	30
図 24: 質に関する不満・問題の指摘件数の経年変化と指摘内容の内訳	31
図 25: 新規性・進歩性に関する指摘の内訳	32
図 26: 記載要件等に関する指摘の内訳	32
図 27: サーチに関する指摘の内訳	33
図 28: 判断の均質性に関する指摘の内訳	33
図 29: 国内出願(左)とPCT出願(右)への質に関する不満・問題の指摘内容の内訳	34

表 1:A・B票(国内出願)の対象者・対象案件の選定方法等	2
表 2:C・D票(PCT出願)の対象者・対象案件の選定方法等	3
表 3:調査票の回答率	3
表 4:A・C票回答者の業種内訳	4
表 5:特許審査の項目別の評価	6
表 6:日本国特許庁が他国の特許庁よりも優れていると感じる点	12
表 7:日本国特許庁よりも優れていると感じる点がある他国の特許庁についての回答数	12
表 8:日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点	13
表 9:PCT 出願の項目別回答数	14
表 10:日本国特許庁が他国の特許庁よりも優れていると感じる点	17
表 11:日本国特許庁よりも優れていると感じる点がある他国の特許庁についての回答数	17
表 12:日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点	18
表 13:国内の特定案件の質について、満足と回答した理由の集計結果	20
表 14:特定案件の特許審査の質に否定的な回答をした理由	21
表 15:PCT 特定案件の質(満足と回答した理由の集計結果)	22
表 16:PCT 特定案件の質(不満と回答した理由の集計結果)	23

1. 調査の概要

(1) 背景

国際的に信頼される質の高い審査及び適切な権利設定が、企業の円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションの促進や健全な取引維持を図る上で重要です。このような認識のもと、特許庁は、世界最高品質の特許審査の実現に取り組むための品質管理の基本原則を示した「特許審査に関する品質ポリシー」(以下、「品質ポリシー」といいます。)を2014年4月に公表しました。品質ポリシーでは、6つの基本原則の1つとして「幅広いニーズや期待に応えます」という原則を掲げ、これを受けて「我が国社会の利益及び特許制度に関わる方々の満足に資するよう、特許審査に対する幅広いニーズや期待を把握し尊重していきます。」と謳っています。

また、品質検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そこで、ユーザーの声を品質管理施策に反映させるため、平成24年度よりユーザー評価調査を実施しています。

本報告書では、調査結果の概要とともに、回答内容を詳細に分析した結果及びこれらを総合して得られた知見について報告をします。

(2) 本調査の目的

上記の背景を踏まえ、本調査は、特許審査・国際調査等の質について、ユーザーの皆様からの評価、意見等を収集し、特許審査の質の現状を把握するためのデータとして活用すると共に、今後の特許審査・国際調査等の質の改善に役立たせることを目的としています。

すなわち、本調査は、品質マニュアルにおいて説明されるところの「特許審査の質の維持・向上のためのサイクル(PDCAサイクル)」において、特許審査業務の評価(CHECK)として位置づけられます。そして、品質ポリシーに掲げられた「継続的に業務を改善します」という原則も実践すべく、特許審査及びその関連業務の継続的な改善のために活用していきます。

(3) ユーザー評価の収集方法

下記(5)のように抽出した調査対象者に対し、電話連絡又は電子メールにより、調査への協力を依頼するとともに、電子メールにより下記(4)の調査票を送付しました。

回答期間は約1か月とし、この期間内での回答の記入及び電子メール又は郵送により返送を依頼しました。本調査は平成28年7月～10月に調査票の配付及び回収を順次実施しました。

また、下記(4)のA票及びC票の回答に際して、ユーザーが記名での回答と無記名での回答を任意に選択できる形式(任意記名式)で調査を行っています。

(4) 調査票について

以下4種類の調査票(付録参照)を用いてユーザー評価の収集を行いました。

A票：国内出願における特許審査の質全般について

B票：特定の国内出願における特許審査の質について

C票：PCT出願における国際調査等の質全般について

D票：特定のPCT出願における国際調査等の質について

なお、在外出願人の調査にあたっては、必要に応じてA票及びB票を英訳した調査票(付録参照)を用いています。

(5) 調査対象者

表1は、A・B票(国内出願)に関する対象者・対象案件の選定方法と、その者数・案件数を示したものであり、表2は、C・D票(PCT出願)に関する対象者・対象案件の選定方法と、その者数・案件数を示したものです。なお、A票及びC票の対象者には重複があり、この重複を除くと対象者は合わせて732者でした。在外出願人については、A票・B票の対象者数を59者(昨年度は50者)に増やしました。代理人については、代理した出願数の多い代理人に対して、代理人の視点からの回答を要請しました。

表 1:A・B票(国内出願)の対象者・対象案件の選定方法等

	対象者／対象案件の選定方法	者数／案件数	
A票	2014 年度に筆頭出願人として 50 件以上の国内出願を行った内国出願人(個人を除く。)のうち、2015 年度に査定謄本の送達があった者	566 者	687 者
	2014 年度に筆頭出願人として 50 件以上の国内出願を行った在外出願人(個人を除く。)のうち、2015 年度に査定謄本の送達があった者 ¹	59 者	
	小規模出願人 ²	12 者	
	代理人 ³	50 者	
B票	A票の対象者が筆頭出願人となっている国内出願のうち、2015 年度に特許査定又は拒絶査定がなされた案件の中からランダム抽出 ⁴	2008 件	

¹ 出願上位者の中から任意に50者を抽出しています。その他、過去の特許庁との面談や意見交換の実績等を踏まえて任意に抽出しています。

² 2014年度に筆頭出願人とし、50件未満の国内出願を行った内国出願人である企業(製造業に限る。)から、過去の特許庁との面談や意見交換の実績等を踏まえて任意に抽出しています。

³ 2014年度における出願代理件数で上位者を抽出しています。

⁴ 回答負担を考慮して1者あたりの対象案件数の下限を2件、上限を5件とし、対象者の2014年度の筆頭国内出願件数に応じて2～5件を割り当てるように調整しています。

表 2:C・D票(PCT出願)の対象者・対象案件の選定方法等

	対象者／対象案件	者数／案件数	
C票	2015 年度に筆頭出願人として 18 件以上の PCT 出願を行った内国出願人（個人を除く。）のうち、2015 年度に国際調査報告又は国際予備審査報告の発送があった者	290 者	329 者
	小規模出願人 ¹	12 者	
	代理人 ²	27 者	
D票	C票の対象者が筆頭出願人となっている PCT 出願のうち、2015 年度に国際調査報告又は国際予備審査報告が発送された PCT 出願の中からランダム抽出 ³	730 件	

(6) 回答率について

調査票のA票～D票の回収率は、昨年度から若干増加し、約89%～約93%でした(表3参照)。約9割の回答率で回答が得られており、ユーザーからご理解をいただくと共に、積極的にご協力いただいています。

また、表4は、A票とC票それぞれの回答者の業種内訳⁴を示したものです。

全体の回答に占める無記名での回答の割合はA票で約48%(昨年度は約41%)、C票で約53%(昨年度は約47%)でした(表4参照)。

表 3:調査票の回答率

	配布数	回答数	回答率	(参考) 平成 27 年度 回収率	(参考) 平成 26 年度 回収率	(参考) 平成 25 年度 回収率	(参考) 平成 24 年度 回収率
A 票	687	614	89.3%	85.5%	86.8%	91.8%	91.4%
B 票	2008	1786	88.9%	85.1%	87.5%	90.6%	91.7%
C 票	329	300	91.2%	87.4%	88.7%	90.6%	91.8%
D 票	730	682	93.4%	89.1%	90.4%	90.1%	93.0%

¹ 2015年度に筆頭出願人として18件未満のPCT出願を行った内国出願人である企業(製造業に限る。)から、過去の特許庁との面談や意見交換の実績等を踏まえて任意に抽出しています。

² 2015年度における出願代理件数で上位者を抽出しています。

³ 回答負担を考慮して1者あたりの対象案件数の下限を2件、上限を5件とし、対象者の2015年度の筆頭PCT出願件数に応じて2～5件を割り当てるように調整しています。

⁴ 回答者の業種を、東証33業種、帝国データバンク産業分類表、日本標準産業分類、ユーザーの利便性を向上させる特許審査の運用に関する調査研究報告書(平成23年2月)、特許審査の出願人等による評価を踏まえた品質監理手法に関する調査研究報告書(平成20年3月)等を参考にして9業種(回答者が代理人の場合も含めると10業種)に分類しています。なお、「その他工業」は製造業のうち、金属、建設、機械、化学、食品・医薬、電気に分類されないもの(文具、玩具、スポーツ用品など)を意味し、「その他」は、製造業以外のもの(サービス業、運輸業、金融業など)を意味します。

表 4:A・C票回答者の業種内訳

属性		A票		C票	
	業種 ¹	回答者数	割合	回答者数	割合
内国 出願人	金属	19	3.1%	7	2.3%
	建設	8	1.3%	0	0.0%
	機械	70	11.4%	32	10.7%
	化学	52	8.5%	32	10.7%
	食品・医薬	7	1.1%	4	1.3%
	電気	83	13.5%	41	13.7%
	その他工業	8	1.3%	2	0.7%
	その他	13	2.1%	6	2.0%
	学校・公的研究機関等	12	2.0%	3	1.0%
代理人		29	4.7%	13	4.3%
在外出願人		16	2.6%	0	0.0%
無記名		297	48.4%	160	53.3%
合計		614	100.0%	300	100.0%

(7) 本報告書における「満足」及び「不満」の用語について

調査票(付録参照)では、各項目に関する評価を5(満足)、4(比較的満足)、3(普通)、2(比較的不満)、1(不満)の5段階で行いました。

本報告書では、特に断りがない限り、ユーザーが「5」(満足)及び「4」(比較的満足)と回答した場合を合わせて「肯定的な回答」、「1」(不満)及び「2」(比較的不満)と回答した場合を合わせて「否定的な回答」とします。

(8) 昨年度からの変更点

今年度の調査では、主に以下の点で調査票を変更しました。

- ✓ 「特許庁として特に注力した方がよい項目」を問う設問から、昨年度の調査において注力すべきとの回答が多かった「進歩性の運用」、「記載要件の運用」、「先行技術文献調査」の3つの項目について、個別案件での不満内容を問う設問に変更しました。
- ✓ 国内出願における特許審査の質全般を問う調査票の設問について、「ばらつきのない判断」から「判断の均質性について」に変更しました。
- ✓ PCT出願における国際調査等の質全般を問う調査票の設問について、「国際段階におけるばらつきのない判断」から「国際調査等における判断の均質性について」に変更しました。
- ✓ PCT出願における国際調査等の質全般を問う調査票の設問について、「国際段階と国内段階との間でのばらつきのない判断」を「国際段階と国内段階との間での一貫性」に変更しました。
- ✓ また、質全般を問う調査票にあった「ばらつき」の不満内容を問う設問を、個別案件の質を問う調査票に移しました。

¹ 回答者の業種を、東証 33 業種、帝国データバンク産業分類表、日本標準産業分類、ユーザーの利便性を向上させる特許審査の運用に関する調査研究報告書(平成 23 年 2 月)、特許審査の出願人等による評価を踏まえた品質監理手法に関する調査研究報告書(平成 20 年 3 月)等を参考にして 9 業種(回答者が代理人の場合も含めると 10 業種)に分類しています。なお、「その他工業」は製造業のうち、金属、建設、機械、化学、食品・医薬、電気に分類されないもの(文具、玩具、スポーツ用品など)を意味し、「その他」は、製造業以外のもの(サービス業、運輸業、金融業など)を意味します。

2. 集計結果

(1) 国内出願における特許審査の質について

① 国内出願における特許審査の質全般について

肯定的な回答の割合¹は、昨年度に引き続き半数を超えました。平成24年度の調査開始時より、肯定的な回答の割合は、年々向上しています。

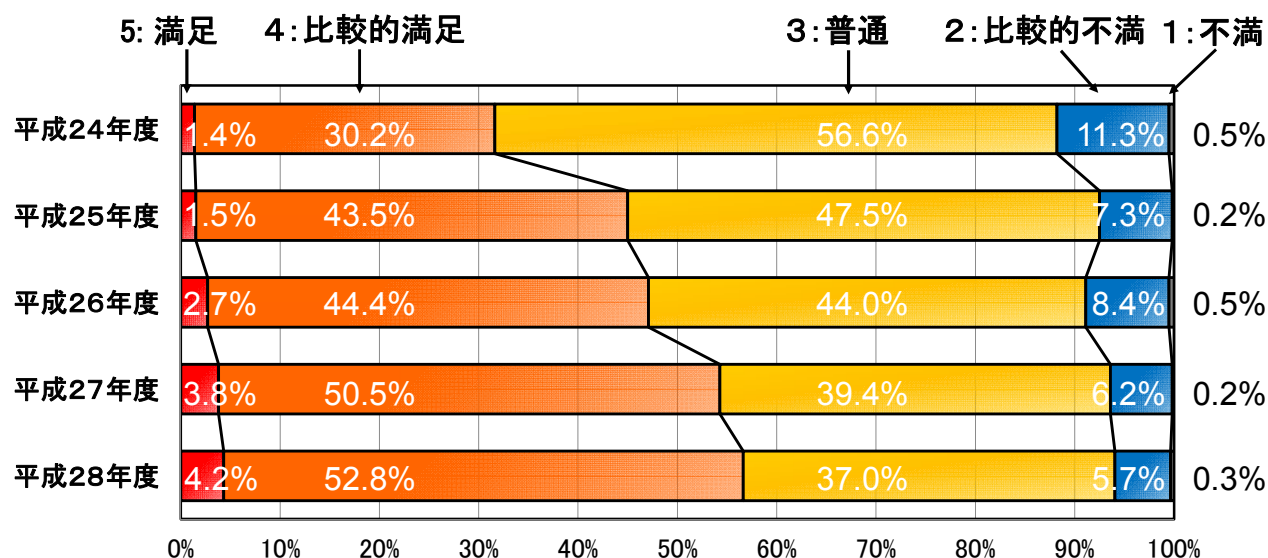


図 1: 国内出願における特許審査の質全般の満足度

② 国内出願における特許審査の質に関する項目別の評価について

表5は、項目別の評価件数を示したものです。また、図2～10は、「5:満足」～「1:不満」の解答割合を項目別に示したものです。

「満足」又は「比較的満足」と回答した割合が5割以上を占める、高評価の項目は、「拒絶理由通知等(拒絶査定除く)の記載」(60%)、「第29条1項各号(新規性)」(52%)、「国内特許文献の調査」(58%)、「審査官とのコミュニケーション(面接、電話等による連絡等)」(57%)でした。この中でも特に、「拒絶理由通知等(拒絶査定除く)の記載」と、「審査官とのコミュニケーション(面接、電話等による連絡等)」の項目では、「満足」又は「比較的満足」の割合が、平成24年の調査開始時から10ポイント以上向上していました。

「第29条2項(進歩性)」と、「第36条4項1号、第36条6項(明細書・特許請求の範囲の記載要件)」の項目では、昨年度は「比較的不満」又は「不満」と回答した割合が2割以上を占めておりましたが、本年度は、15%、17%にまで改善しています。

¹ 「5:満足」～「1:不満」の解答割合の経年変化を示すグラフでは、「わからない」、「無回答」の割合を除いています。

さらに、「審査官の技術等に関する専門知識レベル」、「審査を通して付与された特許の範囲の権利範囲について」の項目でも、着実な改善傾向が見受けられました。

一方、「判断の均質性について¹」の項目では、着実な改善傾向が見受けられたものの、「比較的不満」又は「不満」と回答した割合が2割以上を占めていました。

表 5:特許審査の項目別の評価

質問項目		満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	分からない	無回答
拒絶理由通知等(拒絶査定除く)の記載		39	328	216	29	0	2	0
拒絶査定の記載		38	228	306	29	1	10	2
条文の運用に関して	第 29 条 1 項柱書(産業上の利用可能性、「発明」に該当するか否かの判断)	71	135	281	11	0	116	0
	第 29 条 1 項各号(新規性)	64	255	272	21	1	1	0
	第 29 条 2 項(進歩性)	23	214	288	83	6	0	0
	第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(明細書・特許請求の範囲の記載要件)	30	199	278	88	15	3	1
	第 37 条(発明の単一性)	55	177	307	13	2	60	0
	第 17 条の 2 第 3 項～6 項(明細書、特許請求の範囲等の補正)	46	167	326	21	0	52	2
判断の均質性について		13	159	293	119	18	12	0
サーチ	国内特許文献の調査	69	286	230	22	3	4	0
	外国特許文献の調査	16	105	338	83	8	64	0
	非特許文献等の調査	22	86	323	74	15	94	0
審査官の技術等に関する専門知識レベル		42	210	301	49	4	7	1
審査官とのコミュニケーション (面接、電話による連絡等)		80	210	205	10	4	105	0
審査を通して付与された特許の範囲の権利範囲について		20	189	346	46	4	8	1

¹ 昨年度までは、設問を「ばらつきのない判断」として調査していた。

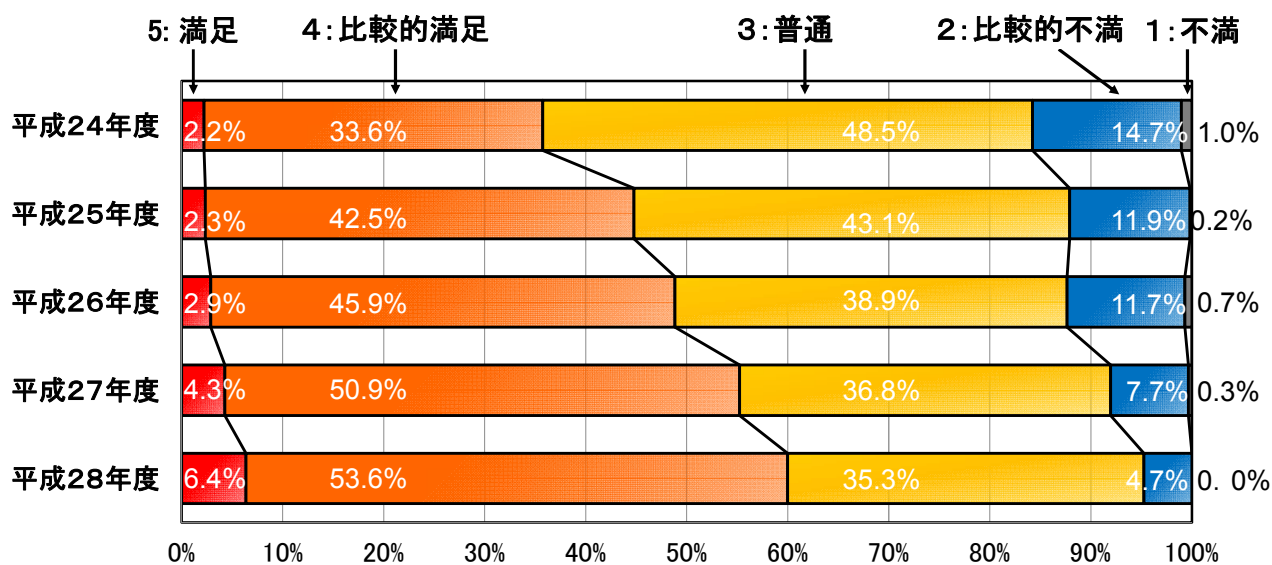


図 2: 拒絶理由通知等の記載の満足度

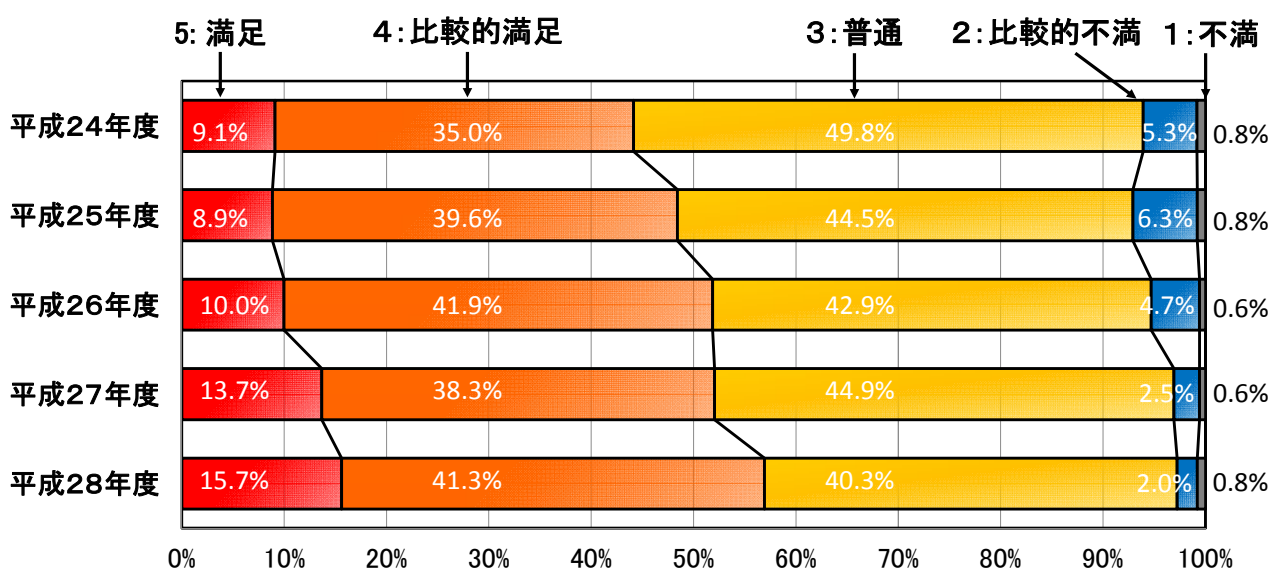


図 3: 審査官とのコミュニケーション（電話、面接による連絡等）の満足度

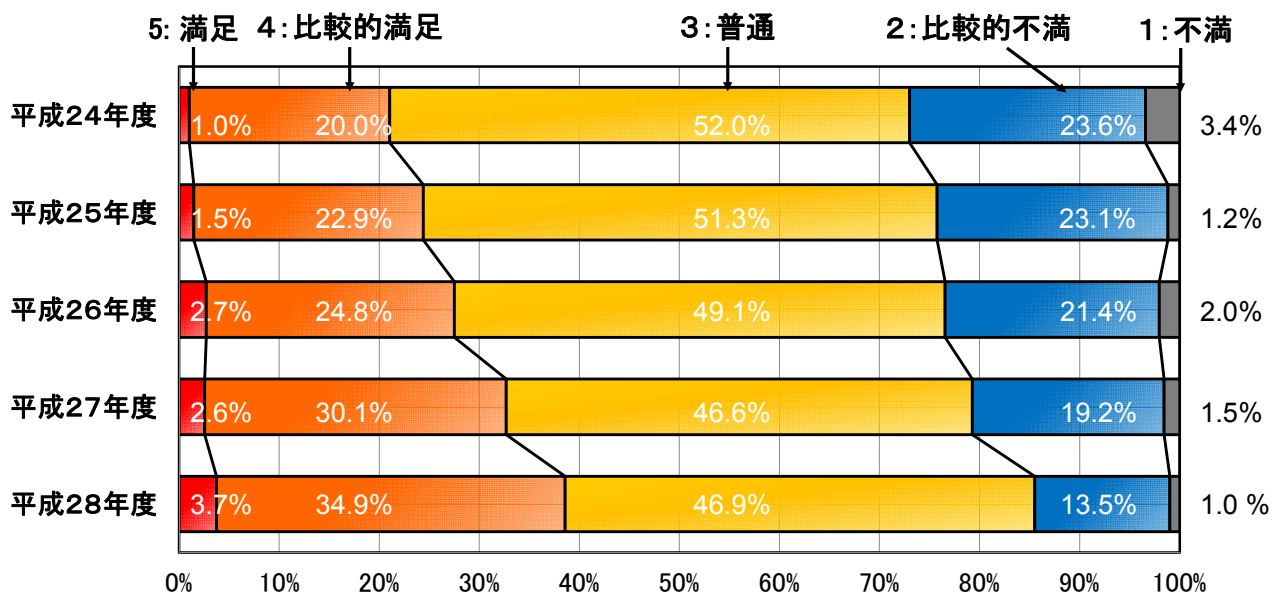


図 4:進歩性の判断についての満足度

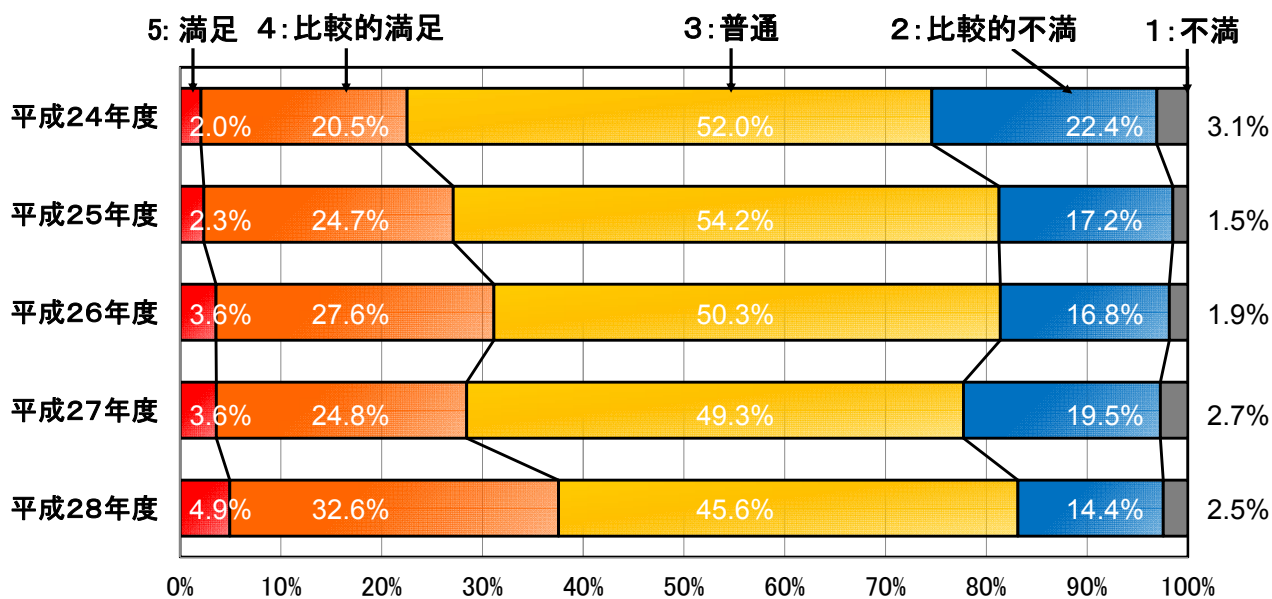


図 5:記載要件の判断についての満足度

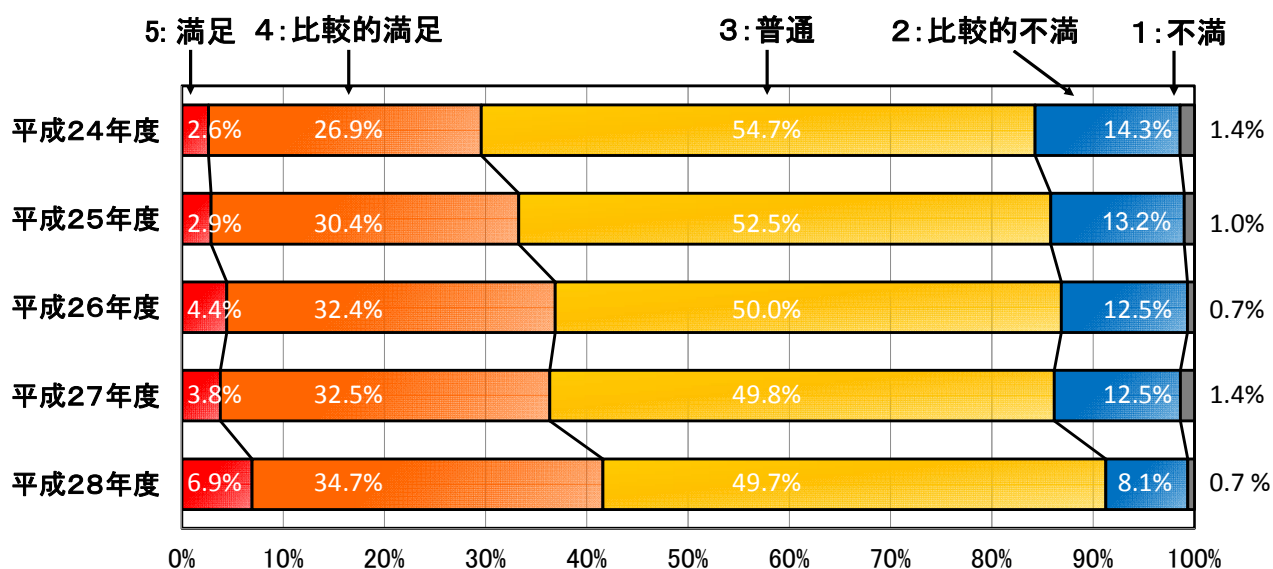


図 6:審査官の技術等に関する専門知識レベルの満足度

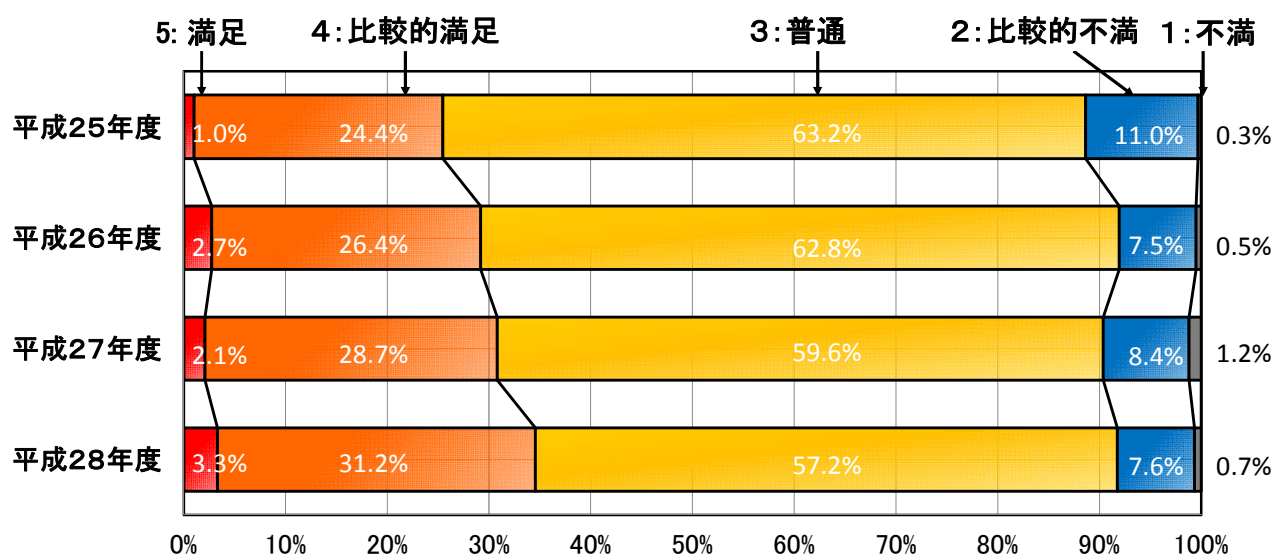


図 7:付与された特許権の権利範囲の満足度

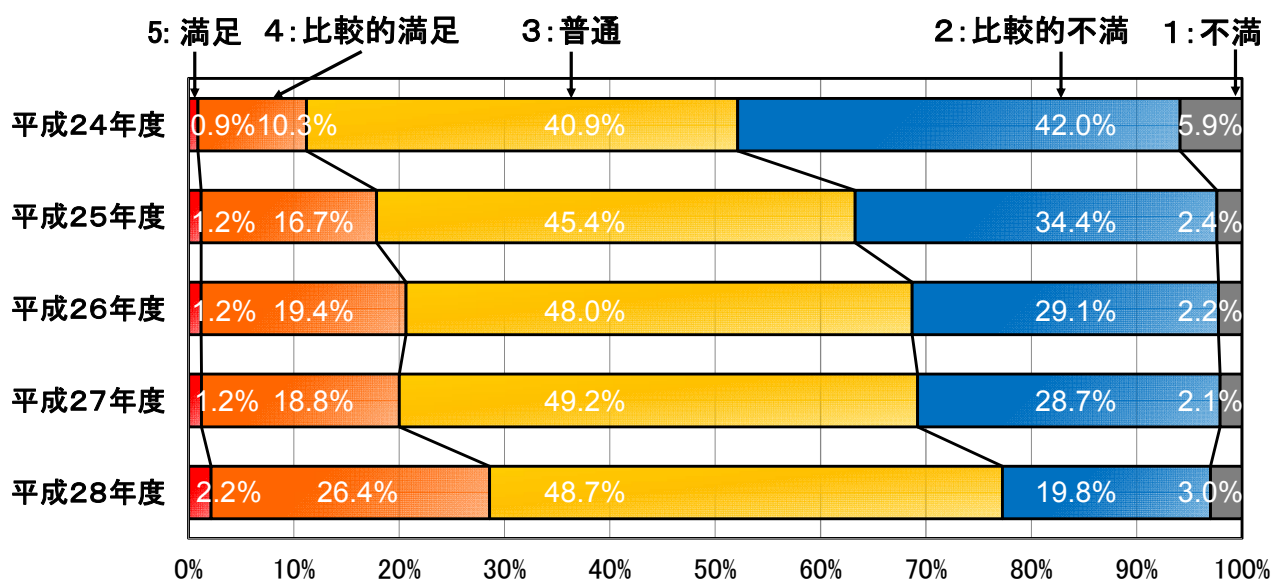


図 8:判断の均質性についての満足度¹

¹ 「判断の均質性」への評価との相関係数(関連性の強さ)が大きかった、「進歩性の運用」(相関係数:0. 5)、「審査官の専門知識レベル」(相関係数0. 46)、「拒絶理由通知等の記載」(相関係数:0. 43)、「審査を通して付与された特許の権利範囲」(相関係数:0. 43)の何れの項目についても、継続的な改善傾向が見受けられたことから、これらの項目における質の向上が判断の均質性の向上の一因になったと推測されます。

「外国特許文献の調査」、「非特許文献の調査」については、昨年度と比べると、「満足」又は「比較的満足」の割合が2ポイント程度向上していました。「外国特許文献の調査」は、平成25年度からの経年変化でみると、徐々に改善しています。

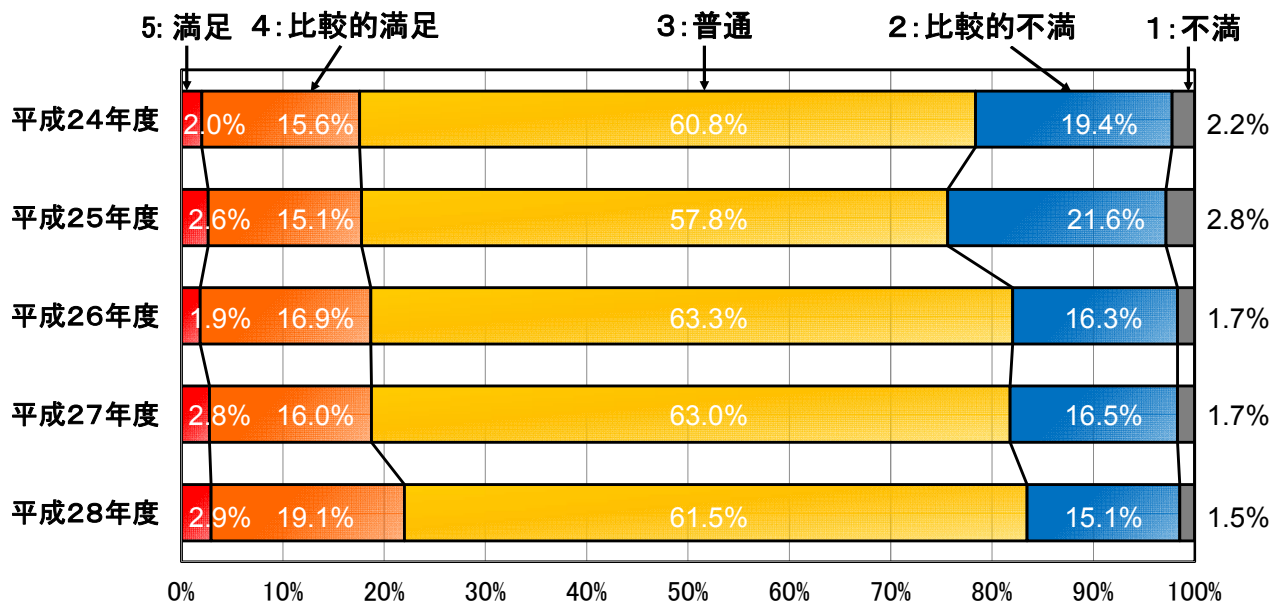


図 9:外国特許文献の調査の満足度

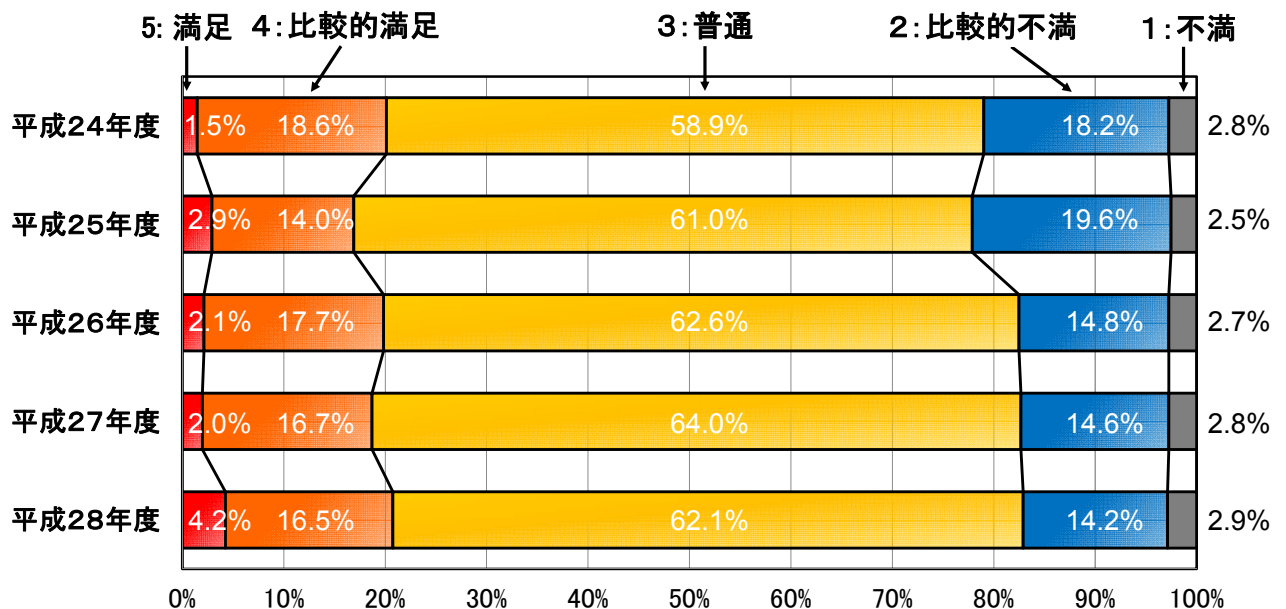


図 10:非特許文献の調査の満足度

③ 他国庁との比較について

表6は、特許審査の質に関し、日本国特許庁の方が他国の特許庁よりも優れていると感じる点を集計したものです¹。

表6から、「審査官の技術理解力」、「先行技術文献調査」、「新規性・進歩性等の判断」、「拒絶理由通知等の記載」に関して、日本国特許庁は他国の特許庁と比べ、高く評価されているといえます。

表 6: 日本国特許庁が他国の特許庁よりも優れていると感じる点

有効回答	回答数 ²	(参考) 昨年度回答数 ³
審査官の技術理解力	300	105
先行技術文献調査	240	112
新規性・進歩性等の判断	252	76
拒絶理由通知書等の記載	206	44
判断の均質性	20	68
審査のスピード	15	50
審査官とのコミュニケーション(電話・面接等)	10	16
補正等の示唆	1	5
その他 ⁴	9	49

表7は、国内出願における特許審査の質に関し、日本国特許庁よりも優れていると感じる点がある他国の特許庁の回答数を集計したものです。また、表8は、回答者のコメントを、分析して類型化した結果を示したものです。

表 7: 日本国特許庁よりも優れていると感じる点がある他国の特許庁についての回答数

	特にない	欧州 特許庁	米国 特許商標庁	中国国家 知識産権局	韓国 特許庁	その他 ⁵
回答数 ⁶	347	149	78	36	18	6

¹ 昨年度は、自由記入欄への回答を表5に記載されている観点に沿って分類していたところ、本年度は、昨年度までの調査結果で回答数の多かった項目をチェックボックス化しています。

² 有効回答数は509件。ただし、1つの回答に複数の意見が含まれる場合は意見ごとに集計した。

³ 有効回答数は334件。ただし、1つの回答に複数の意見が含まれる場合は意見ごとに集計した。

⁴ 具体例:「法適用の正確性」、「意見書の主張を正しく理解する」など

⁵ 独国特許商標庁2件、シンガポール特許庁2件、英国知的財産庁1件、台湾特許庁1件

⁶ 有効回答数は552件(「特にない」347件を含む)。ただし、1つの回答に複数の意見が含まれる場合は意見ごとに集計した。

表 8: 日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点

	回答数 ¹				
	欧州 特許庁	米国特許 商標庁	中国国家 知識産権局	韓国 特許庁	その他 ²¹
先行技術文献調査	86	20	21	7	4
拒絶理由通知書等の記載	36	35	9	5	0
新規性・進歩性等の判断	28	10	5	2	2
判断の均質性	15	0	0	0	0
審査官の技術理解力	8	4	2	1	1
審査のスピード	1	5	1	1	1
審査官とのコミュニケーション (電話・面接等)	3	2	0	0	0
補正等の示唆	2	2	0	0	0
記載要件等の判断	2	1	2	1	0
単一性の運用	1	1	0	0	0
その他 ²	12	11	1	2	2

表8のとおり、欧州特許庁について、先行技術文献調査が優れているとする意見が多く見られました。これらの意見の具体的な内容としては、引用として提示される公報が特定の国に限られるものではない、非特許文献の調査も適切に実施されているとの意見がありました。

また、昨年度と同様、欧州特許庁及び米国特許商標庁について、論理付けに係る記載が丁寧である、下位請求項まで詳細に記載されている等、拒絶理由通知等の記載が丁寧であるという意見がありました。

④ 自由記入欄への回答³

調査票の自由記入欄には、拒絶理由通知等の記載に関する意見・要望が最も多く寄せられており、その数は93件でした。

また、進歩性の判断に関する意見・要望としては、動機付けに関する説明・根拠等の進歩性を欠いていることの説明・根拠が不足しているとの指摘が37件、従属項に関する説明が不十分であるとの指摘が17件、本願発明と主引用発明との対比に関する説明が不足しているとの指摘が19件ありました。

そして、判断の均質性に関する意見・要望としては、記載要件に関する判断の均質性が低いとの意見が17件ありました。

¹ 有効回答数は202件(「特にない」は除く)。ただし、1つの回答に複数の意見が含まれる場合は意見ごとに集計した。

² 具体例:「革新的な発明は広く保護する傾向」(欧州特許庁)、「他国で審査結果が参考になっている」(米国特許商標庁)など

³ 有効回答数は440件ありました。拒絶理由通知等の記載に関する意見・要望は、全体の5分の1を占めていました。

(2)PCT出願における国際調査等の質について

① PCT出願における国際調査等の質全般について

PCT 出願における国際調査等の質全般において、肯定的な回答の割合は、平成24年度の調査開始時より年々向上しています。

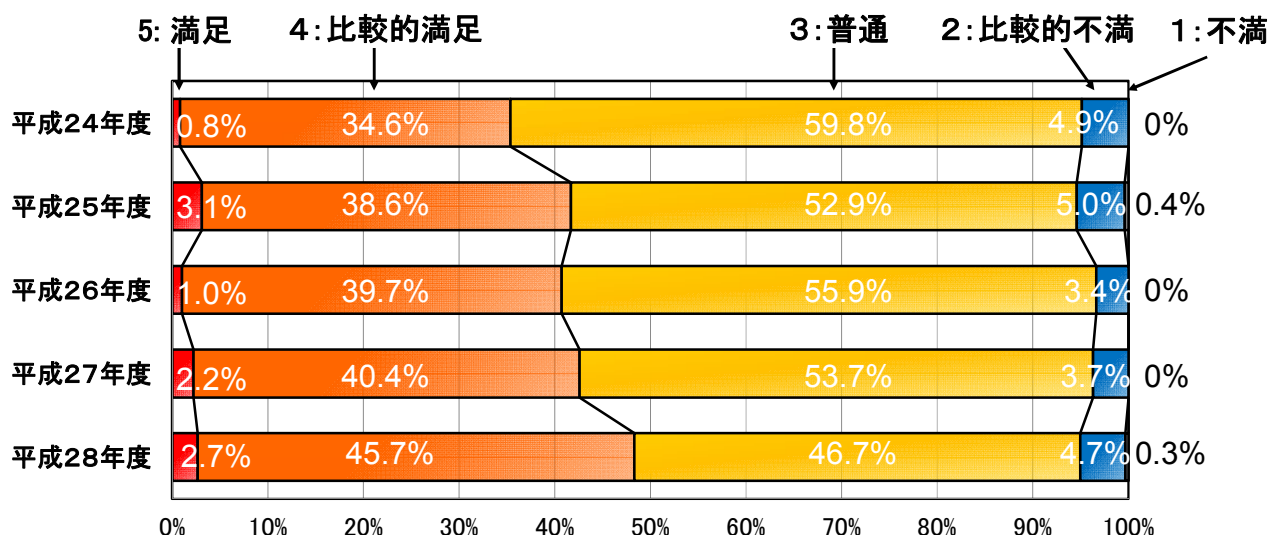


図 11: 国際調査等の質全般の満足度

② 国際調査等の項目別の質の評価について

表9は、項目別の評価を示したものです。なお、図12～15は表9から「分からない」という回答、「無回答」を除いた回答内容の割合を各項目別に示したものです¹。

表 9: PCT 出願の項目別回答数

質問項目		5: 満足	4: 比較的満足	3: 普通	2: 比較的不満	1: 不満	わからない
国際特許分類の精度		29	92	150	1	0	28
除外対象に関する判断		15	31	110	4	0	140
単一性違反に関する判断		19	76	167	5	0	33
新規性・進歩性に関する判断		9	126	142	20	2	1
新規性・進歩性に関する見解の記載		9	127	137	23	3	1
記載不備等に関する判断		11	67	179	17	3	23
国際調査等における判断の均質性		5	78	185	23	1	8
国際段階と国内段階との間での判断の一貫性		18	85	139	44	6	8
サーチに関して	国内特許文献の調査	28	152	114	3	2	1
	外国特許文献の調査	3	42	186	49	4	16
	非特許文献等の調査	2	31	163	47	4	53

¹ 国際調査等の質に関する項目別の評価では、無回答はなかった。

「外国特許文献の調査」の設問について、図12に示されるように、平成24年の調査開始時より「不満」又は「比較的不満」の割合に減少傾向が見受けられ、本年度は、「不満」又は「比較的不満」の割合が20%を下回りました。他方、「非特許文献等の調査」には、明確な傾向が見受けられませんでした¹。

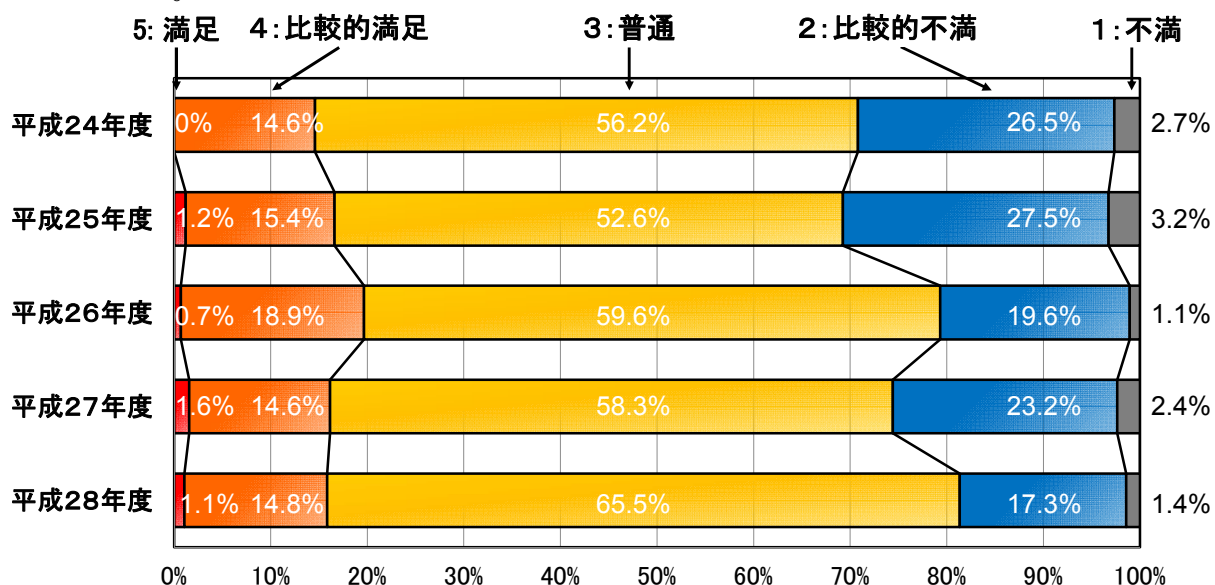


図 12:国際調査等での外国特許文献の調査の満足度

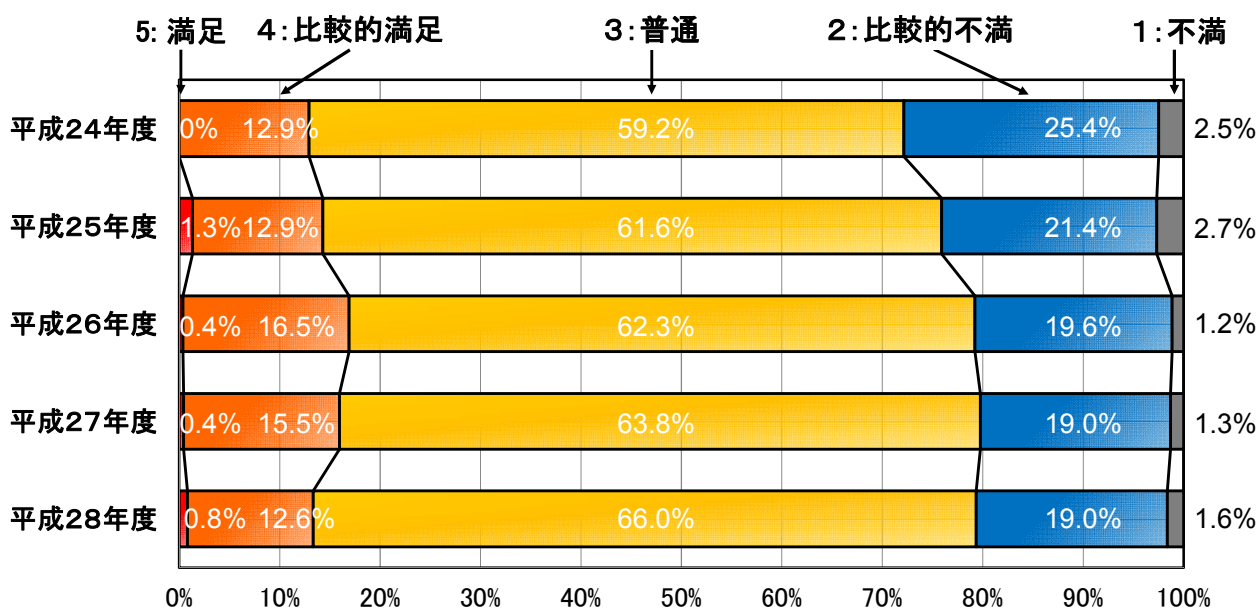


図 13:国際調査等での非特許文献の調査の満足度

¹ 本年度は、「外国特許文献の調査」、「非特許文献の調査」について、「不満」、「比較的不満」、又は「わからない」と記名回答した者で、自由記入欄において「外国特許文献の調査」、「非特許文献の調査」に関する指摘があった36者を対象とし、これらの項目の詳細な現状把握のために、電話での聴き取り調査を実施し、36者のうちの15者から明確な回答を得ました。

外国特許文献が引用されている拒絶理由通知の割合について、「外国特許文献が引用された拒絶理由通知を受けたことがない」との回答も1件ありましたが、「(以前と比べると徐々に増えてきているが)少ない」との心証を有している回答が9者ありました。

非特許文献については、カタログや教科書が引用される割合が低いとの意見が2件ありましたが、自社でもなかなか探し切れておらず、難しいのではないかと意見が2件ありました。

「国際調査等における判断の均質性¹」、「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性²」について、過去5年間の経年変化でみると、改善傾向が見受けられます。

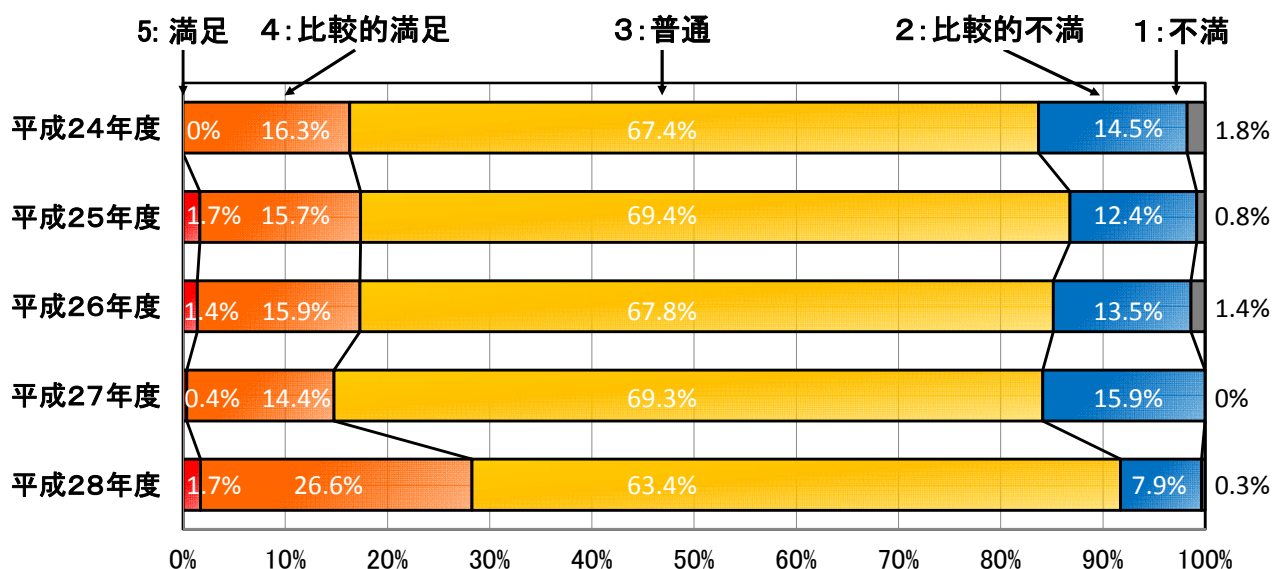


図 14: 国際調査等における判断の均質性についての満足度

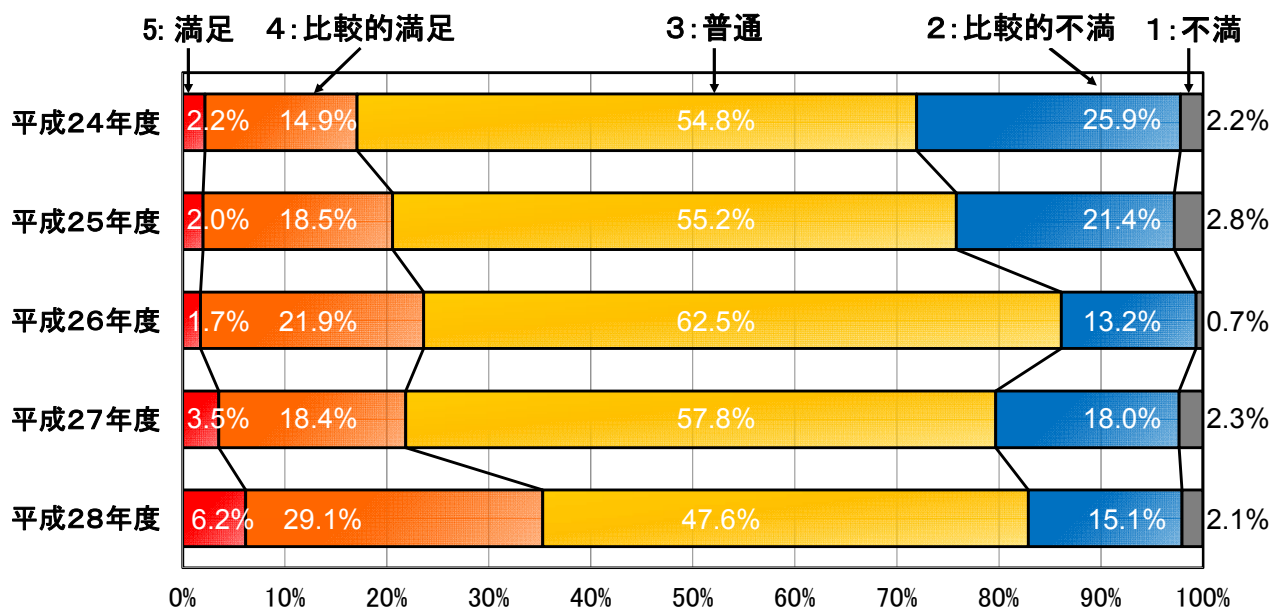


図 15: 国際段階と国内段階との間での判断の一貫性の満足度

¹ 昨年度までは、「国際段階におけるばらつきのない判断」として調査していました。

² 昨年度までは、「国際段階と国内段階でのばらつきのない判断」として調査しておりました。

③ 他国庁との比較について

表10は、国際調査等の質に関し、日本国特許庁の方が他国の特許庁よりも優れていると感じる点について集計したものです¹。

表10から、「審査官の技術理解力」、「先行技術文献調査」、「新規性・進歩性等の判断」、「見解書等の記載」、に関して、日本国特許庁は他国の特許庁と比べ、評価されているといえます。

表 10: 日本国特許庁が他国の特許庁よりも優れていると感じる点

日本国特許庁が他国の特許庁より優れていると感じる点	回答数 ²	(参考) 昨年度回答数 ²
審査官の技術理解力	139	11
先行技術文献調査	88	31
新規性・進歩性等の判断	83	15
見解書等の記載	71	4
調査のスピード	4	10
判断の均質性	2	12
補正の示唆	1	－
その他 ³	4	99

表11は、国際調査等の質に関し、日本国特許庁よりも優れていると感じる点がある他国の特許庁についての回答数を集計したものです。また、表12は、回答者のコメントを、分析して類型化した結果を示したものです。

表 11: 日本国特許庁よりも優れていると感じる点がある他国の特許庁についての回答数

	特にない	欧州 特許庁	米国 特許商標庁	中国国家 知識財産権局	韓国 特許庁	その他
回答数 ⁴	192 ⁵	58	24	6	4	0

¹ 昨年度は、自由記入欄への回答を表7に記載されている観点に沿って分類していたところ、

本年度は、昨年度までの調査結果で回答数の多かった項目をチェックボックス化しています。

² 有効回答数は212件。ただし、1つの回答に複数の意見が含まれる場合は意見ごとに集計しました。

² 有効回答数は158件。ただし、1つの回答に複数の意見が含まれる場合は意見ごとに集計しました。

³ 具体例:「全体的に質が高い」、「一般的技術水準を示す文献が多く提示される」などです

⁴ 有効回答数は260件(「特にない」192件を含む)。ただし、1つの回答に複数の意見が含まれる場合は意見ごとに集計しました。

⁵ 回答用紙に「感じていない」という項目を設けていたが、例えば「欧州特許庁」が優れていることを示す項目と「感じていない」の項目に重複してチェックがある等、矛盾する回答がみられたため、項目間の回答の整合性を考慮した上で再解析しました。

表 12: 日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点

他国の特許庁が優れていると感じる点	回答数 ¹			
	欧州特許庁	米国特許商標庁	中国国家知識産権局	韓国特許庁
先行技術文献調査	41	18	6	3
新規性・進歩性等の判断	9	0	0	0
拒絶理由通知書等の記載	5	2	0	0
審査官の技術理解力	2	0	0	0
記載要件等の判断	1	0	0	1
判断の均質性	1	0	0	0
その他 ²	9	4	0	0

④ 自由記入欄への回答³

調査票の自由記入欄には、国際調査段階では肯定的な見解が得られた案件が、日本国特許庁、他国知財庁の国内段階に入ったときに、否定的な見解を示される、拒絶理由等を通知されることがあるとの指摘が最も多く寄せられており、その数は60件でした。これらの指摘のうち、国内段階での審査が日本国特許庁である場合の指摘は、31件でした。

¹ 有効回答数は68件(「特にない」は除く)。ただし、1つの回答に複数の意見が含まれる場合は意見ごとに集計しました。

² 具体例:「日本語以外の先行技術文献調査」(欧州特許庁)、「引用される文献が多い」(欧州特許庁)などです。

³ 有効回答数は228件ありました。

(3) 特定の国内出願における特許審査の質について

① 調査対象案件における特許審査の質について(全般)

調査対象となった特定の国内出願における特許審査の質について、満足または比較的満足との肯定的な回答の割合は57%(昨年度55%)でした。この肯定的な回答の割合を経年変化で見ると、平成24年度の調査開始時より、55%付近を推移しております。

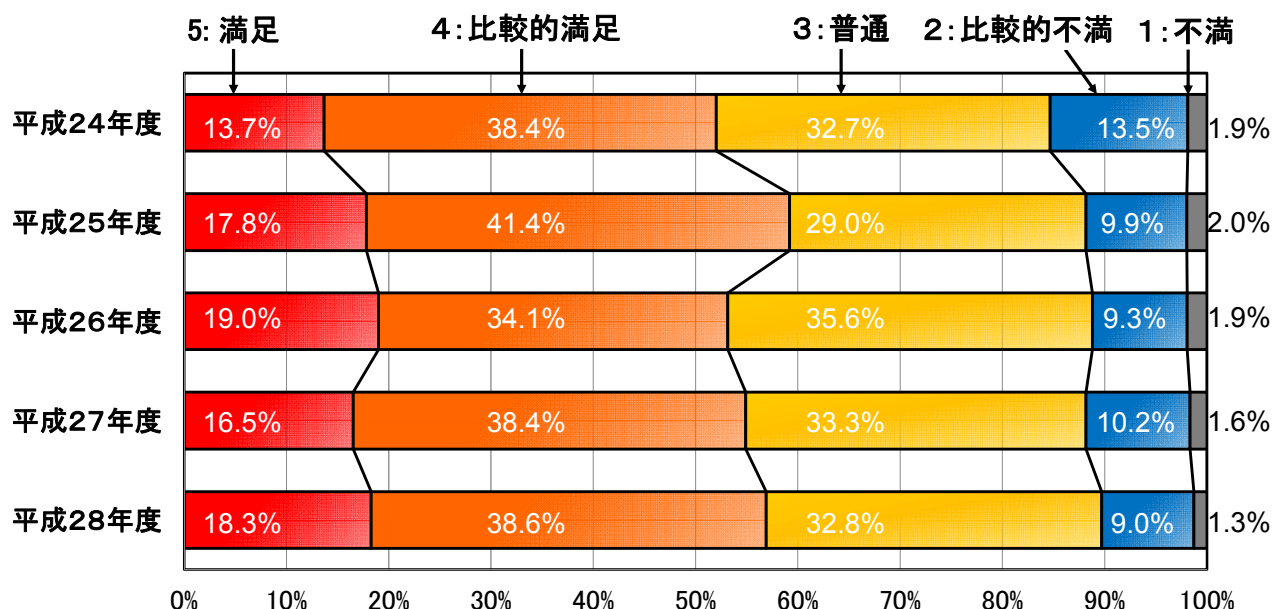


図 16: 特定の国内出願における特許審査の質の満足度

表13は、図16に示される結果を、最終処分毎に分けた結果を示すものです。本年度も、特許査定>戻し拒絶査定>意見書拒絶査定の順に、満足または比較的満足の肯定的な回答がなされた割合が高いことがわかりました。

表 13 : 最終処分別での特定の国内出願における 5 段階評価

5段階評価	意見書拒絶査定	戻し拒絶査定	登録査定
5:満足	7 (3.6%)	25 (12.7%)	295 (21.2%)
4: 比較的満足	57 (29.2%)	70 (35.5%)	562 (40.3%)
3:普通	78 (40.0%)	91 (46.2%)	417 (29.9%)
2: 比較的不満	42 (21.5%)	9 (4.6%)	110 (7.9%)
1:不満	11 (5.6%)	2 (1.0%)	10 (0.7%)
合計	195	197	1394

② 調査対象案件における特許審査の質に肯定的な回答をした理由について

表14は、調査対象となった特定の国内出願における特許審査の質に肯定的な回答(5段階評価で5又は4)をした理由についての集計結果を示したものです。また、表15は、満足理由を最終処分毎に分類したものです。

表 14:国内の特定案件の質について、満足と回答した理由の集計結果

満足している理由	回答数 ¹	(参考) 昨年度回答数 ²
拒絶理由通知／拒絶査定に記載内容が丁寧で分かりやすい	651	643
新規性・進歩性に関する判断が適切である	609	553
サーチ範囲・サーチ結果が適切である	276	280
審査官とのコミュニケーション(面接、電話等による連絡)が有用	62	55

表 15:最終処分別での満足と回答した理由の集計結果

	拒絶理由通知 ／拒絶査定の 記載内容が丁寧 で分かりやすい	新規性・進歩性 に関する判断が 適切である	サーチ範囲・ サーチ結果が 適切である	審査官とのコミュ ニケーション(面接、 電話等による連絡) が有用であった	その他
意見拒絶査定(63件)	56	35	22	3	5
戻し拒絶査定(95件)	70	70	29	1	7
拒絶査定全体(159件)	126	105	51	4	12
登録査定(857件)	528	505	227	58	97

¹ 有効回答数は1013件。ただし、1つの回答に複数の理由が含まれる場合は意見ごとに集計しました。

² 有効回答数は996件。ただし、1つの回答に複数の理由が含まれる場合は意見ごとに集計しました。

③ 調査対象案件における特許審査の質に否定的な回答をした理由について

表16は、調査対象となった特定の国内出願における特許審査の質に否定的な回答（5段階評価で2又は1）をした理由について、オフィスアクション別に集計した結果を示したものです。

不満内容の内訳は、「最初の拒絶理由」において「新規性・進歩性を欠いている理由についての説明、判断に不満がある」との指摘が多くを占めていました。また、「新規性・進歩性を欠いている理由についての説明、判断に不満がある」との指摘については、「最初の拒絶理由通知」、「最後の拒絶理由通知」、「拒絶査定」のオフィスアクションにおける指摘率が8%程度を占めておりました。

表 16: 特定案件の特許審査の質に否定的な回答をした理由

否定的な回答をした理由	回答数[*1](指摘率[*2])			
	最初の拒絶理由通知	最後の拒絶理由通知	拒絶査定	特許査定
新規性・進歩性を欠いている理由についての説明、判断に不満がある	113(7.1%)	16(8.3%)	35(8.9%)	
記載要件(第36条4項1号、第36条6項)を満たしていないとする理由についての説明、判断に不満がある	20(1.2%)	4(2.0%)	4(1.0%)	
サーチ範囲・サーチ結果に不満がある	6(0.4%)	1(0.5%)	0(0%)	3(0.2%)
判断の均質性について不満がある	7(0.4%)	0(0%)	7(1.8%)	1(0.1%)
単一性違反(第37条)に関する説明、判断に不満がある	0(0%)	0(0%)	0(0%)	
拒絶理由通知／拒絶査定を読んでも審査官の判断または意図がよく理解できない	21(1.3%)	5(2.5%)	8(2.0%)	
引用文献が必要以上に多く提示されている	4(0.2%)	0(0%)	0(0%)	
審査官とのコミュニケーション(面接、電話等による連絡)に不満がある	3(0.2%)	1(0.5%)	1(0.3%)	0(0%)
その他	7(0.4%)	5(2.5%)	1(0.3%)	0(0%)

*1 有効回答数は183件。ただし、1つの回答に複数の理由が含まれる場合は理由ごとに集計した。

*2 指摘率は、各項目の回答数を、調査対象案件1787件中に含まれる各オフィスアクションの総数で割った値である。各オフィスアクションの総数は、最初の拒絶理由通知が1602件、最後の拒絶理由通知が197件、拒絶査定が392件、特許査定が1394件。

(4) 特定のPCT出願における国際調査等の質について

① 調査対象案件における国際調査等の質

調査対象となった特定のPCT出願における国際調査等の質について、満足または比較的満足との肯定的な回答がなされた案件は53%（昨年度49%）でした。経年変化でみると、満足の割合は平成24年度の調査開始時より、徐々に増加しておりますが、比較的満足の割合が減少傾向にあることから、肯定的な見解の割合は、概ね半数の割合で推移しております。

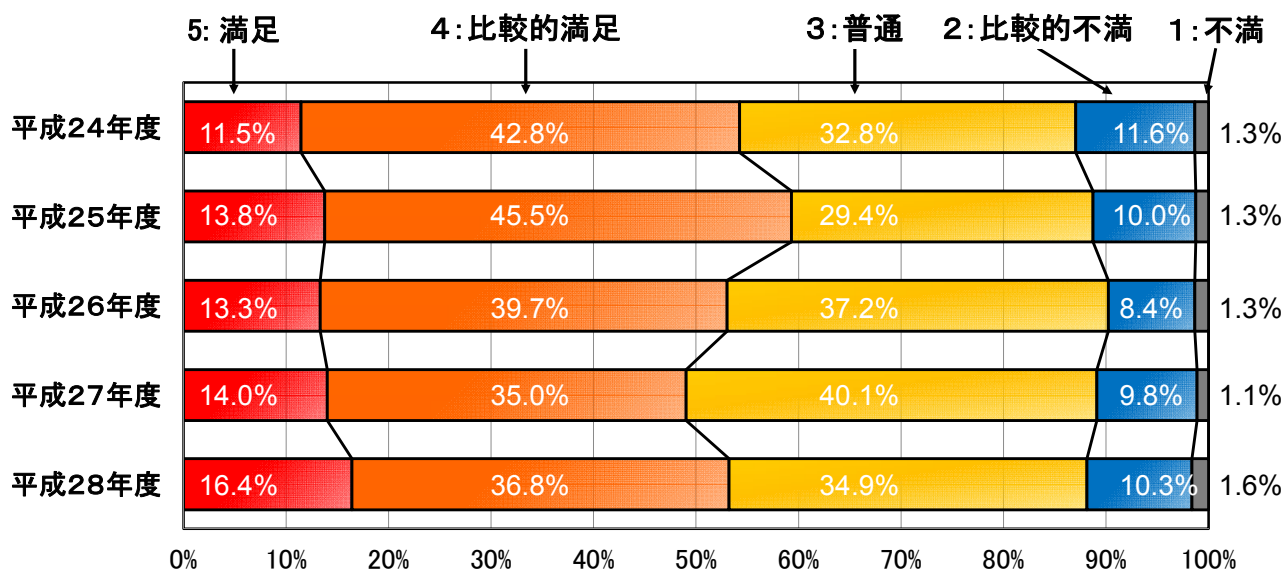


図 17: 特定の PCT 出願における国際調査等の質の満足度

② 調査対象案件における国際調査等の質に肯定的な回答をした理由について

表17は、調査対象となった特定のPCT出願に関する国際調査等の質について、「満足」又は「比較的満足」と回答した理由についての集計結果を示したものです。

表 17: PCT 特定案件の質（満足と回答した理由の集計結果）

満足している理由	回答数 ¹	(参考) 昨年度回答数 ²
国際調査報告・見解書等の記載内容が丁寧で分かりやすい	234	207
新規性・進歩性に関する判断が適切である	243	183
サーチ範囲・サーチ結果が適切である	150	133

¹ 有効回答数は363件。ただし、1つの回答に複数の理由が含まれる場合は意見ごとに集計しました。

² 有効回答数は301件。ただし、1つの回答に複数の理由が含まれる場合は意見ごとに集計しました。

③ 調査対象案件における国際調査等の質に否定的な回答をした理由について

表18は、調査対象となった特定の PCT 出願における国際調査等の質に否定的な回答(5段階評価で2又は1)をした理由について、国際調査段階と国際予備審査段階との段階別に集計した結果を示したものです。

不満内容の内訳は、国際調査段階(国際調査報告書・国際調査機関の見解書)において、「新規性・進歩性を欠いている理由についての説明、判断に不満がある」との指摘が多くの割合を占めていました。また、「新規性・進歩性を欠いている理由についての説明、判断に不満がある」との指摘については、国際調査段階における指摘率が10%程度を占めておりました。

表 18:PCT 特定案件の質(不満と回答した理由の集計結果)

否定的な回答をした理由	回答数[*1](指摘率[*2])	
	国際調査報告書・国際調査機関の見解書	国際予備調査報告書
新規性・進歩性を欠いている理由についての説明、判断に不満がある	65(9.5%)	2(15.4%)
サーチ範囲・サーチ結果に不満がある	8(1.2%)	1(7.7%)
判断の均質性について不満がある	6(0.9%)	1(7.7%)
記載不備等と判断した理由についての説明、判断に不満がある	1(0.1%)	0(0%)
単一性違反に関する説明、判断に不満がある	0(0%)	0(0%)
引用箇所の指摘が不十分であるため、引用文献のどの箇所に記載されているのかが分かりにくい	5(0.7%)	0(0%)
引用文献が必要以上に多く提示されている	2(0.3%)	1(7.7%)
その他[*3]	2(0.3%)	0(0%)

*1 有効回答数は95件。ただし、1つの回答に複数の理由が含まれる場合は理由ごとに集計した。

*2 指摘率は回答数を、国際調査報告書・国際調査機関の見解書の総数(682件)又は国際予備審査報告書の総数(13件)でそれぞれ割った値である。

*3 新規性・進歩性を有する理由についての説明が十分でないために判断の妥当性が明確でないなど。

3. 回答内容の詳細分析

(1) 各評価項目と全体評価との相関分析

① 分析の内容

特許審査に対する評価(満足度)の向上に向けて、どのような点に優先的に注力すべきか把握するため、各個別の評価項目(拒絶理由通知の記載、進歩性の運用等)の評価が、質全般への評価(全体評価)に対して与える影響について調査しました。

このような影響の強さは、一般の顧客満足度調査においてもよく行われるとおり、全体評価(特許審査の質全般に対する5段階評価)と、各個別の評価項目の評価(項目別の5段階評価)との間の相関係数の大きさにより分析することができます。

図は、個別の評価項目(拒絶理由通知等の記載)の評価と、全体評価との関係を示した例です。円の大きさは当該評価の回答件数、実線は回帰直線を表しています。

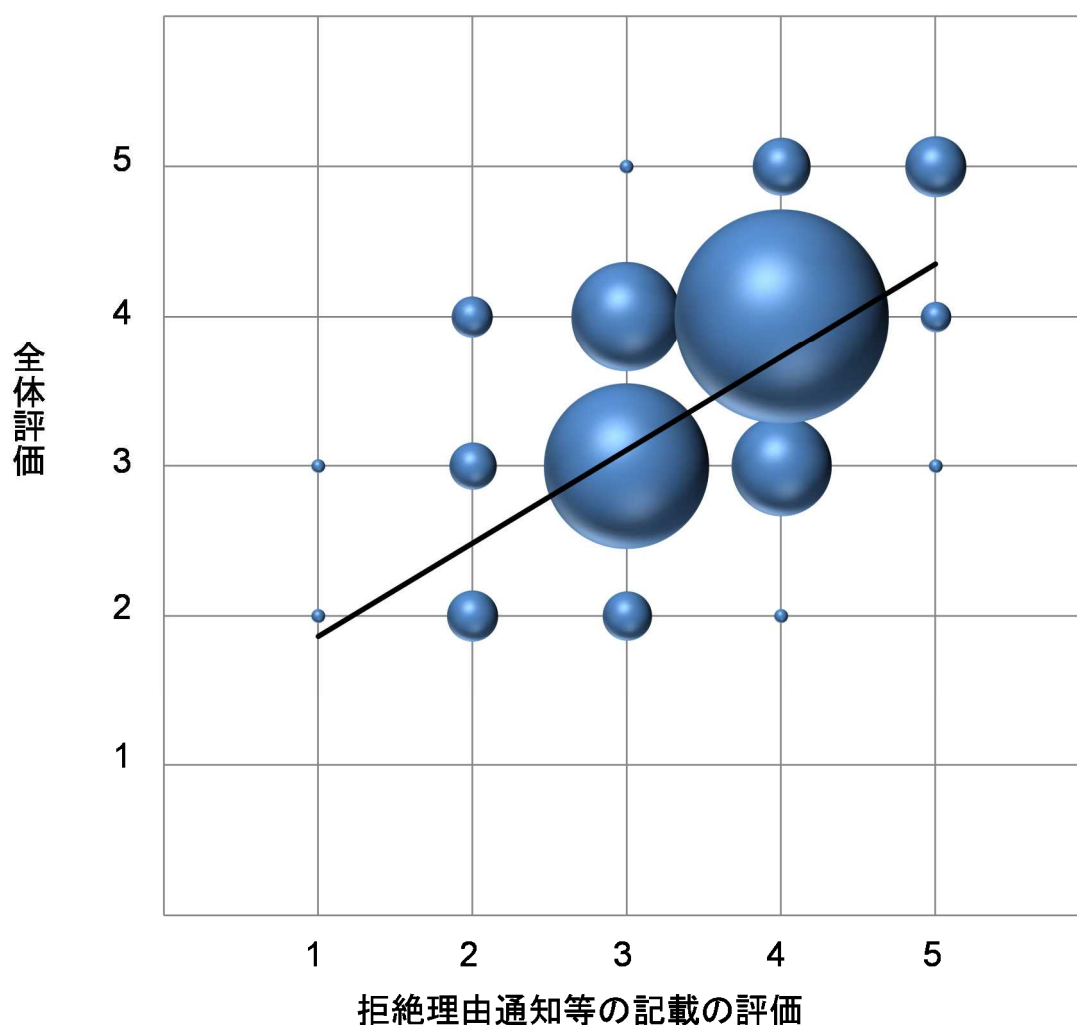


図 18: 個別の評価項目の評価と全体評価の関係

② 個別の項目への評価の全体評価への影響(国内出願)

国内出願における特許出願の質全般を問う調査票(A 票)の各個別の評価項目(「拒絶理由通知等の記載」等)の評価が、質全般への評価(全体評価)に与える影響について調査しました。このような影響の強さは、全体評価(特許審査の質全般に対する5段階評価、5:満足～1:不満)と、各個別の評価項目の評価(項目別の5段階評価、5:満足～1:不満)との間の相関係数で分析することができます。

図19は、国内出願全般について、この相関係数と、各個別の評価項目の評価の平均との関係を示したものです。図中、特に、現在の評価が低く、全体評価との相関係数が大きい項目(図中の左上の位置する項目)について、優先的に改善・向上を図ることが有益だと考えられます。

「判断の均質性」、「外国特許文献の調査」、「非特許文献の調査」での評価の平均は、各項目の評価の中で相対的に低いため、これらの項目は、優先的に改善に取り組む必要がある項目であると考えられます。

また、「拒絶理由等(拒絶査定を除く)の記載」、「進歩性」については、評価の平均は相対的に高いものの、全体評価への相関が高く、継続的に改善に取り組む必要がある項目であると考えられます。

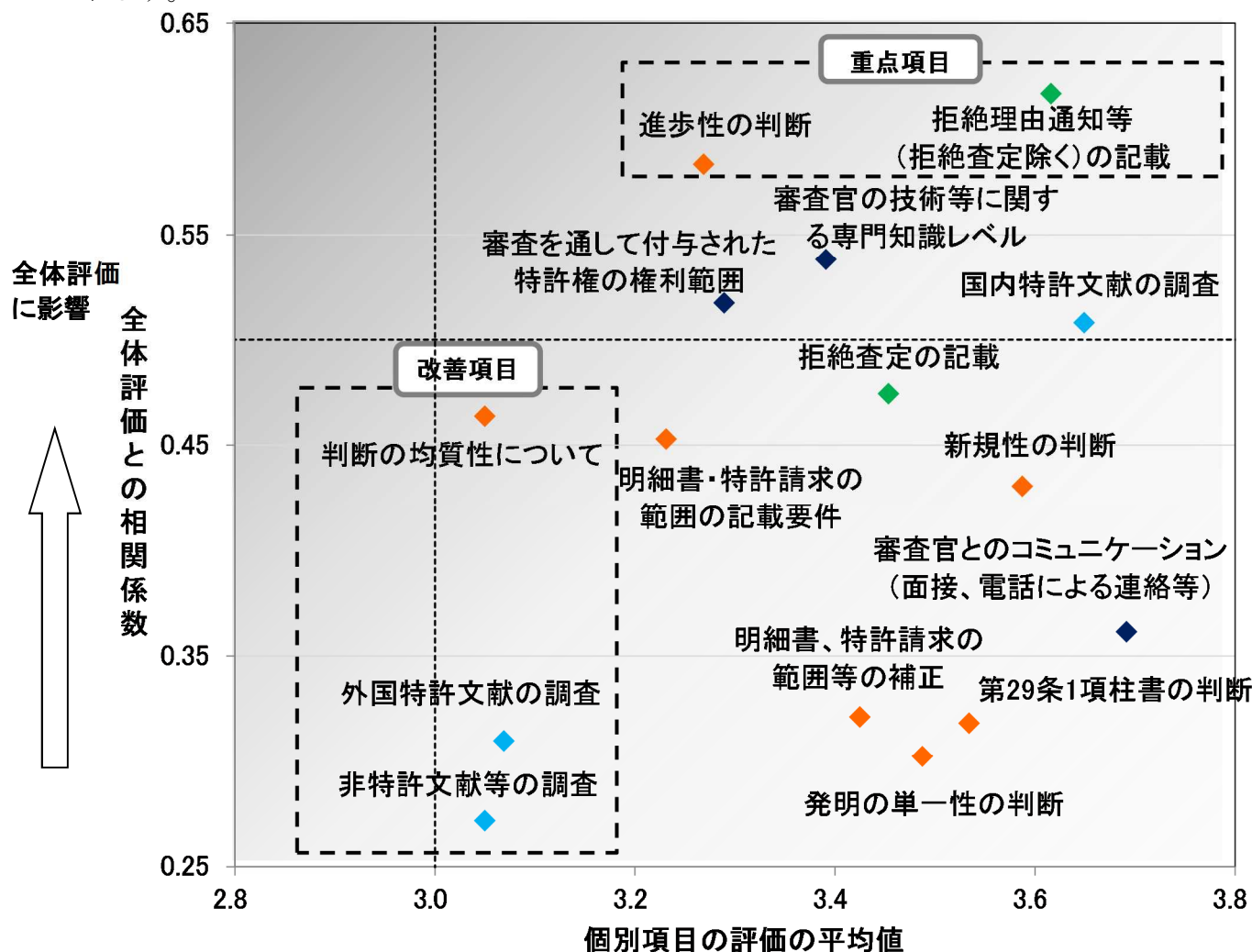


図 19: 個別の項目の全体評価への影響(国内出願)¹

¹ 図中のマーカの色は、水色がサーチに関する項目、橙色が判断に関する項目、緑色が通知書等の記載に関する項目、紺色がその他の項目であることを示します。

図20は、昨年度の評価の平均値、全体評価との相関係数から、変化が見受けられた評価項目を抽出したものです。個別項目のなかで、相関係数が向上し、かつ、評価の平均が低下したもの、すなわち、ユーザーがより重要視するようになったにも関わらず、評価が悪化したものは見受けられませんでした。

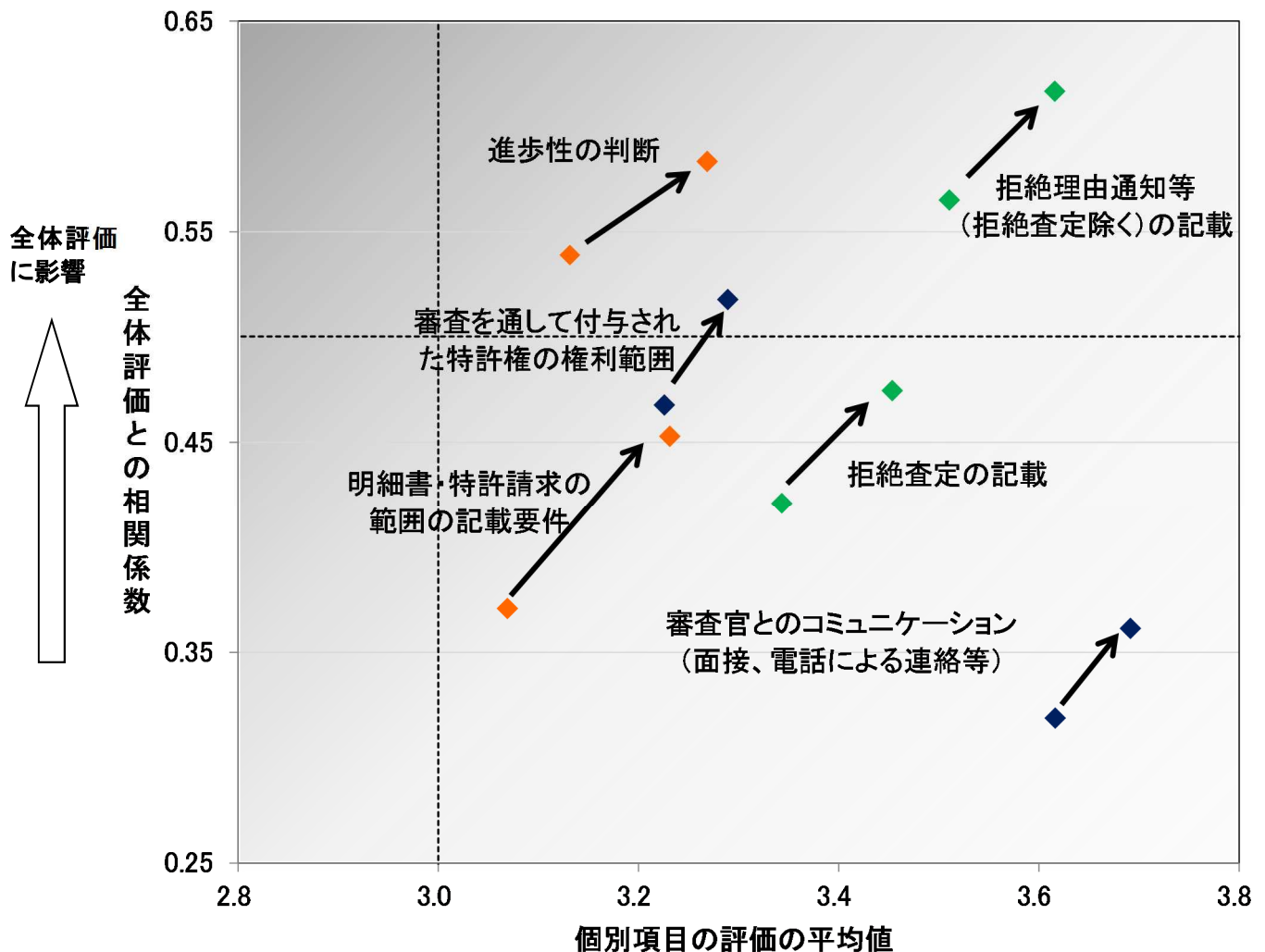


図 20: 全体評価に対する相関・評価の平均に変化が見受けられた項目 (国内出願)¹

¹ 図中のマーカの色は、橙色が判断に関する項目、緑色が通知書等の記載に関する項目、紺色がその他の項目であることを示します。

③ 個別の項目への評価の全体評価に対する影響(PCT出願)

PCT 出願における国際調査等の質全般を問う調査票(C 票)の各個別の評価項目(「国際特許分類の精度」等)の評価が、質全般への評価(全体評価)に与える影響について調査しました。このような影響の強さは、全体評価(国際調査等の質全般に対する5段階評価、5:満足～1:不満)と、各個別の評価項目の評価(項目別の5段階評価、5:満足～1:不満)との間の相関係数で分析することができます。

図21は、PCT 出願全般について、この相関係数と、各個別の評価項目の評価の平均との関係を示したものです。図中、特に、現在の評価が低く、全体評価との相関係数が大きい項目(図中の左上の位置する項目)について、優先的に改善・向上を図ることが有益だと考えられます。

「外国特許文献の調査」、「非特許文献の調査」での評価の平均は、各項目の評価の平均において相対的に低いため、これらの項目は、優先的に改善に取り組む必要がある項目であると考えられます。

また、「国際段階における判断の均質性について」、「新規性・進歩性に関する判断」、「新規性・進歩性に関する見解の記載」については、評価の平均は相対的に高いものの、全体評価への相関が高く、継続的に改善に取り組む必要がある項目であると考えられます。

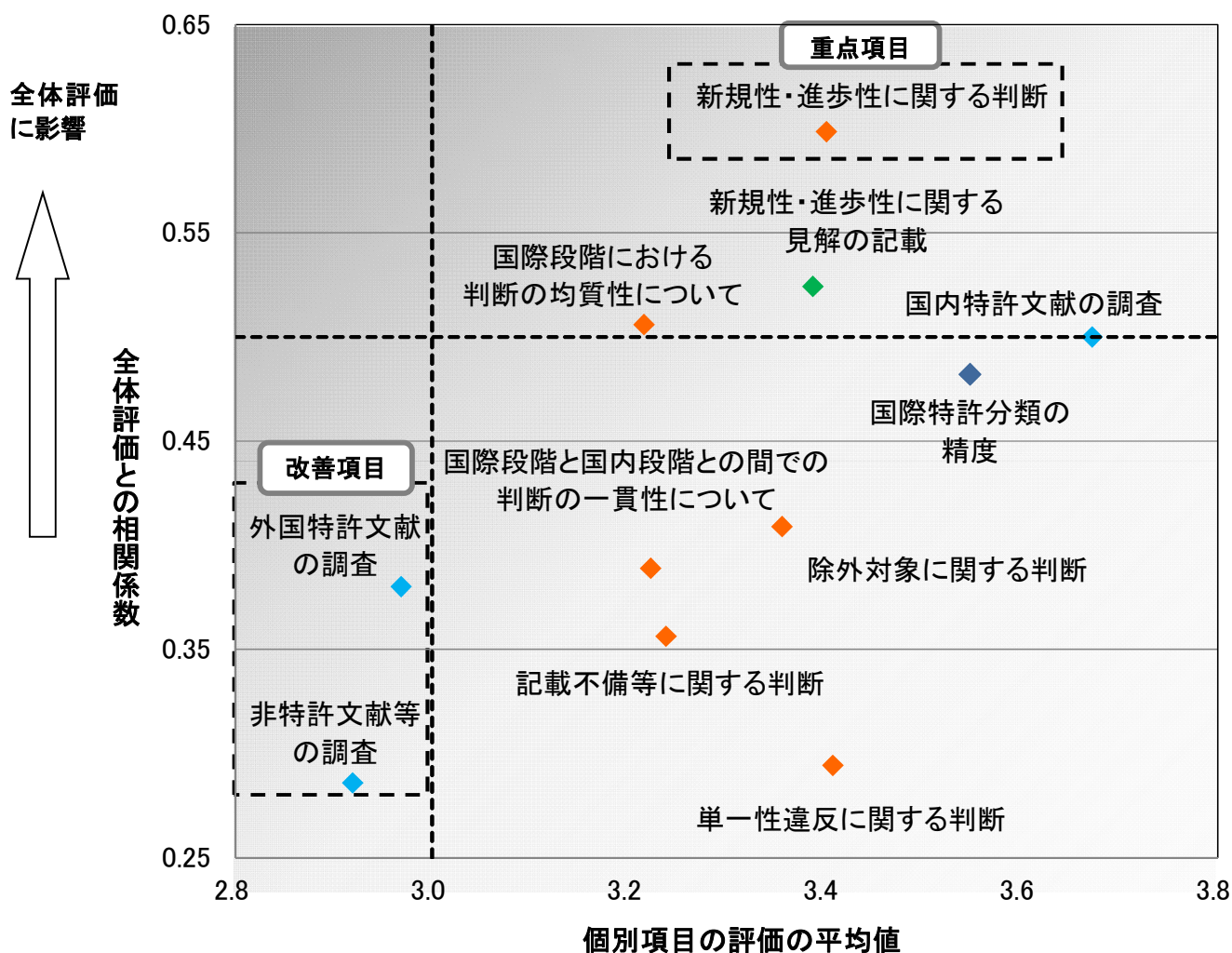


図 21: 個別の項目の全体評価への影響(PCT 出願)¹

¹ 図中のマーカの色は、水色がサーチに関する項目、オレンジ色が判断に関する項目、緑色が通知書等の記載に関する項目、ピンク色がその他の項目であることを示します。

図22は、昨年度の評価の平均値、全体評価との相関係数から、大きな変化が見受けられた評価項目を抽出したものです。大きな変化が見受けられた個別項目のなかで、相関係数が向上し、かつ、評価の平均が低下したものの、すなわち、ユーザーがより重要視するようになったにも関わらず、評価が悪化したものは見受けられませんでした。

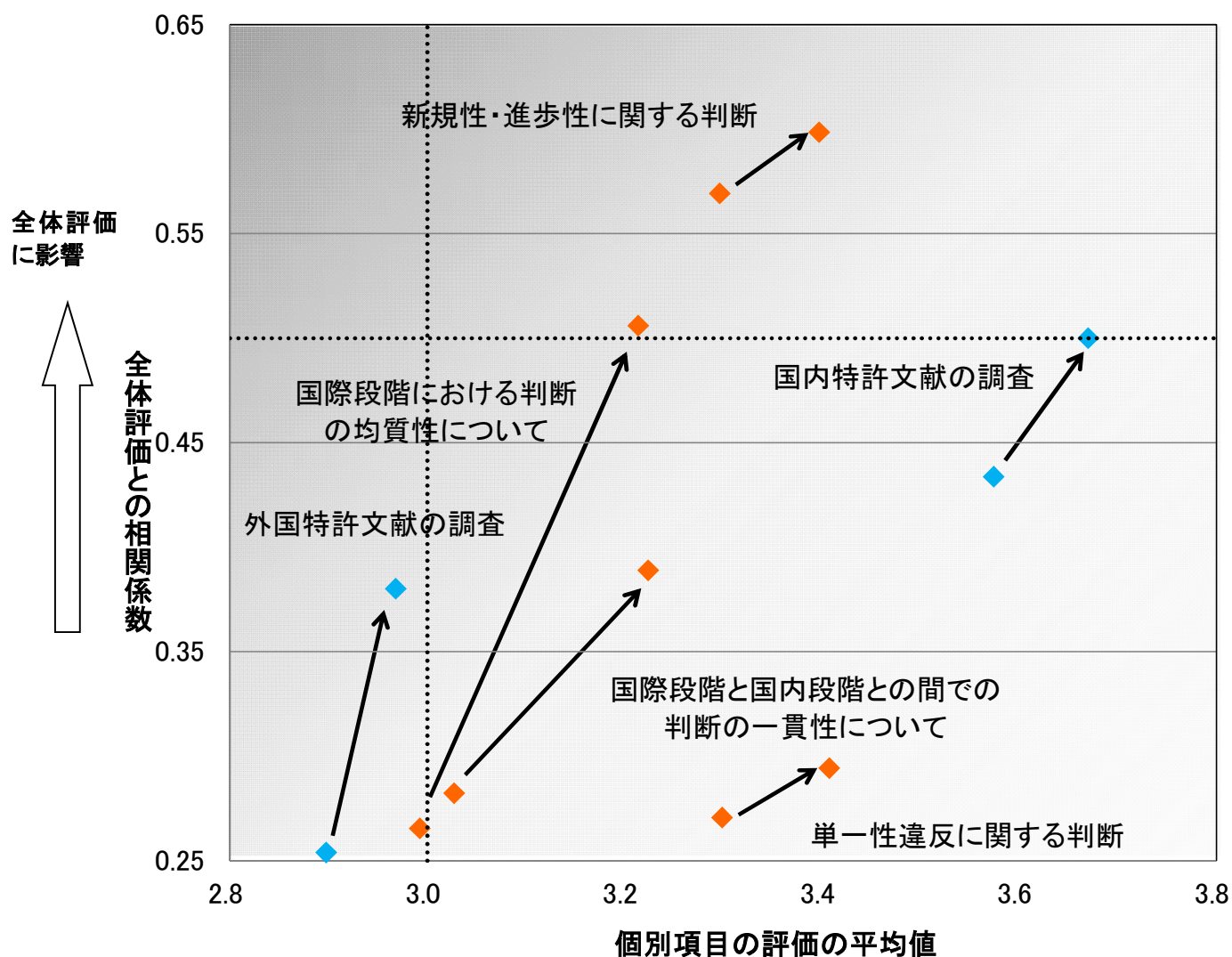


図 22: 評価の平均値及び相関係数の変化が大きかった項目 (PCT 出願)¹

¹ 図中のマーカの色は、水色がサーチに関する項目、オレンジが判断に関する項目を示します。

(2) 個別案件の具体的な指摘事項の分析について

ユーザーからは、調査の対象となった特定案件に対する意見のほか、自由記載の回答により、特許審査の手續や質が良かったと思われる案件や、逆に問題があったと思われる案件について意見が挙げられました。

このうち、特許審査の質が良かったと思われる案件としては、16件の国内出願が挙げられました。また、特許審査の質に問題があったと思われる案件としては、104件の国内出願と、18件のPCT出願が挙げられました。これらの案件に対する指摘の内容について、特定の出願としては(B票、D票において)、特許審査の質に否定的な回答がなされた案件への指摘内容とあわせて分析を行いました。

① 分析の内容

上記のとおり、特許審査の手續や質に問題があったとして自由記載により回答された案件と、特定の出願に対し特許審査の質に否定的な回答がなされた案件について、具体的な指摘内容を分析しました(自由記載案件:国内出願104¹件、PCT出願18件、特定の出願:国内出願183件、PCT出願81件、合計386件)。

この分析では、回答の内容について検討し、具体的な指摘事項を図23に示す#01－#24²のいずれかに分類しました。

¹ 昨年度に比べて、自由記載欄に記載された不満足案件件数が大幅(100件程度)に減少しています。

² 昨年度までは、57の観点に沿って指摘事項を分類しておりましたが、本年度のB票、D票の改訂に伴い、観点を統廃合しました。そのため、本年度と昨年度までの比較においては、昨年度までの対応する観点到分類された指摘件数を足し合わせています。

- ・新規性・進歩性に関する指摘
 - #01 引用文献の認定
 - #02 一致点・相違点についての説明・判断
 - #03 組合せ・動機づけについての説明・判断
 - #04 下位請求項に対する説明・判断
 - #05 その他
- ・記載要件に関する指摘
 - #06 サポート要件(36条6項1号)に関する説明・判断
 - #07 実施可能要件(36条4項1号)に関する説明・判断
 - #08 明確性要件(36条6項2号)に関する説明・判断
 - #09 プロダクト・バイ・プロセス(PBP)クレームに関する説明・判断
 - #10 その他
- ・サーチに関する指摘
 - #11 外国特許文献の調査
 - #12 非特許文献の調査
 - #13 国内特許文献の調査
 - #14 他国特許庁の調査結果との違い
 - #15 その他
- ・判断の均質性に関する指摘
 - #16 同一技術分野内での説明・判断の相違
 - #17 異なる技術分野間での説明・判断の相違
 - #18 審査・審判間の判断の相違
 - #19 他国特許庁との相違
 - #20 国際段階と国内段階(日本国特許庁)との相違
 - #21 国際段階と国内段階(他国特許庁)との相違
 - #22 国際段階(日本国特許庁)での相違
 - #23 その他
- ・その他の指摘
 - #24 その他

図 23:指摘事項の分類項目一覧

② 指摘全体としての傾向

図24は、特定の国内出願及びPCT出願について、質に関する不満・問題の指摘件数の経年変化と指摘内容の内訳を示すものです。

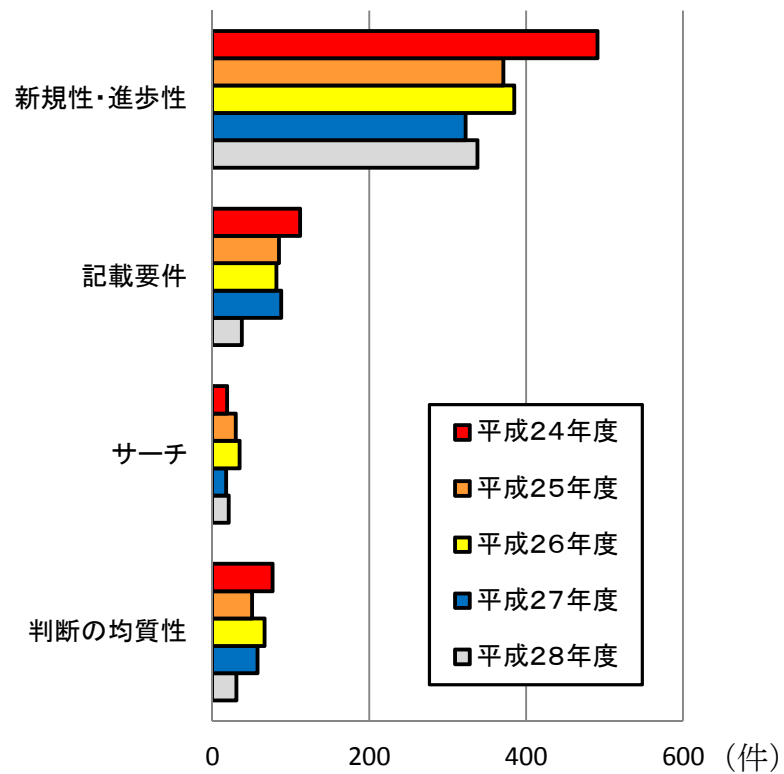


図 24: 質に関する不満・問題の指摘件数の経年変化と指摘内容の内訳

③ 新規性・進歩性に関する指摘について

図25は、図24における新規性・進歩性に関する指摘内容をさらに細かく分析した結果を示すものです。

新規性・進歩性に関する指摘については、「引用文献の認定」、「一致点、相違点の判断」、「組合せ動機づけについての説明・判断」、「下位請求項に対する説明・判断」何れの項目に関しても、増加傾向に転じている可能性があるため、注視していく必要があります。

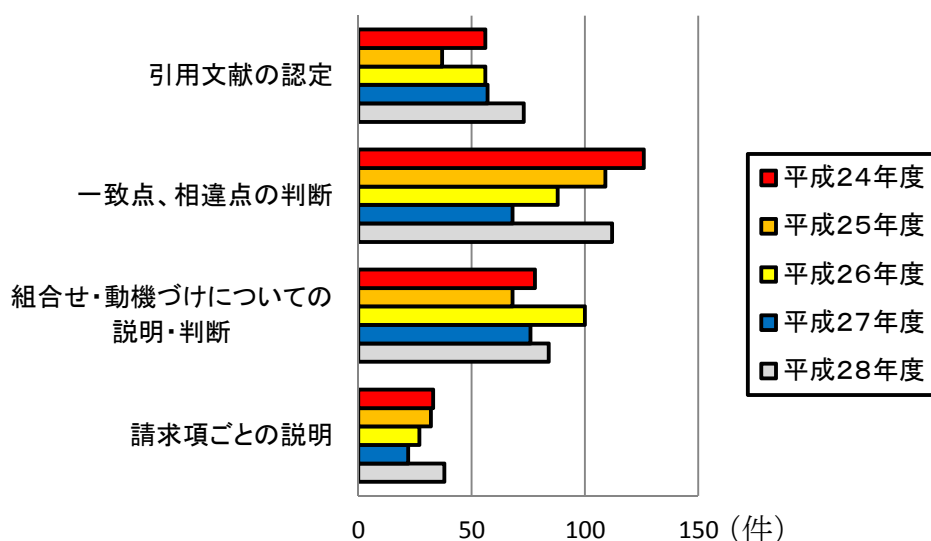


図 25:新規性・進歩性に関する指摘の内訳

④ 記載要件に関する指摘について

図26は、図24において、記載要件(36条)に関する指摘内容をさらに細かく分析した結果を示すものです。

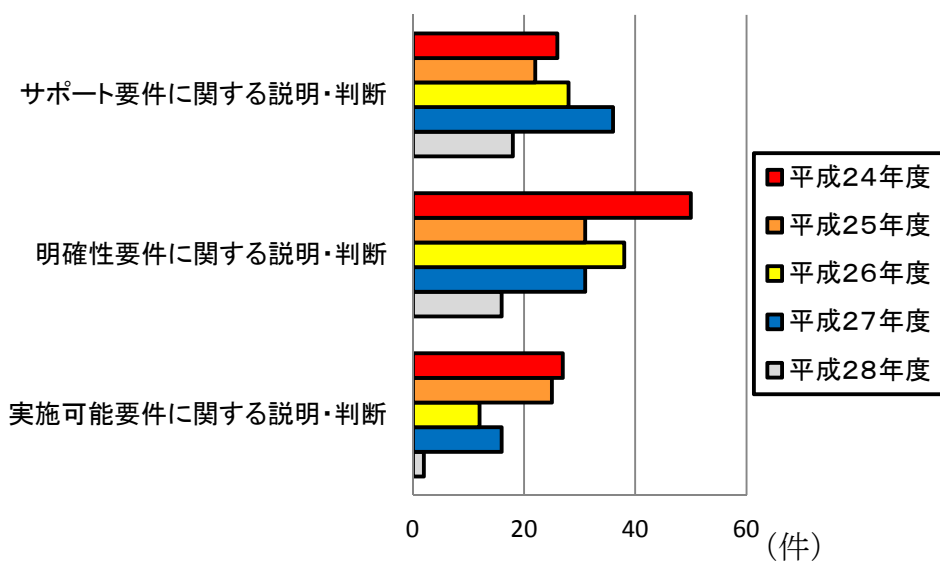


図 26:記載要件等に関する指摘の内訳

⑤ サーチに関する指摘について

図27は、図24において、サーチに対する指摘内容をさらに細かく分析した結果を示すものです。

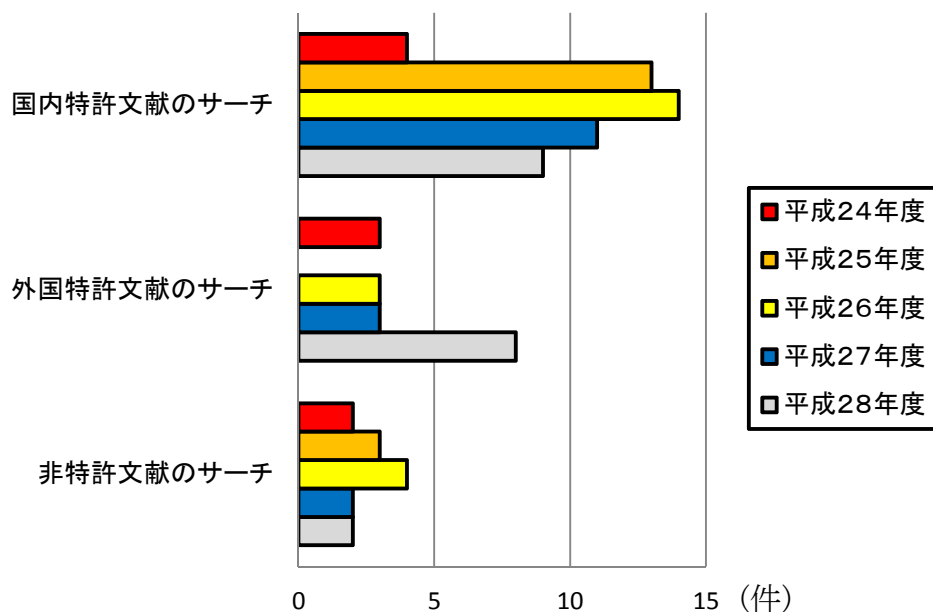


図 27:サーチに関する指摘の内訳

⑥ 判断の均質性に関する指摘について

図28は、図24において、判断の均質性に関する指摘内容をさらに細かく分析した結果を示すものです。

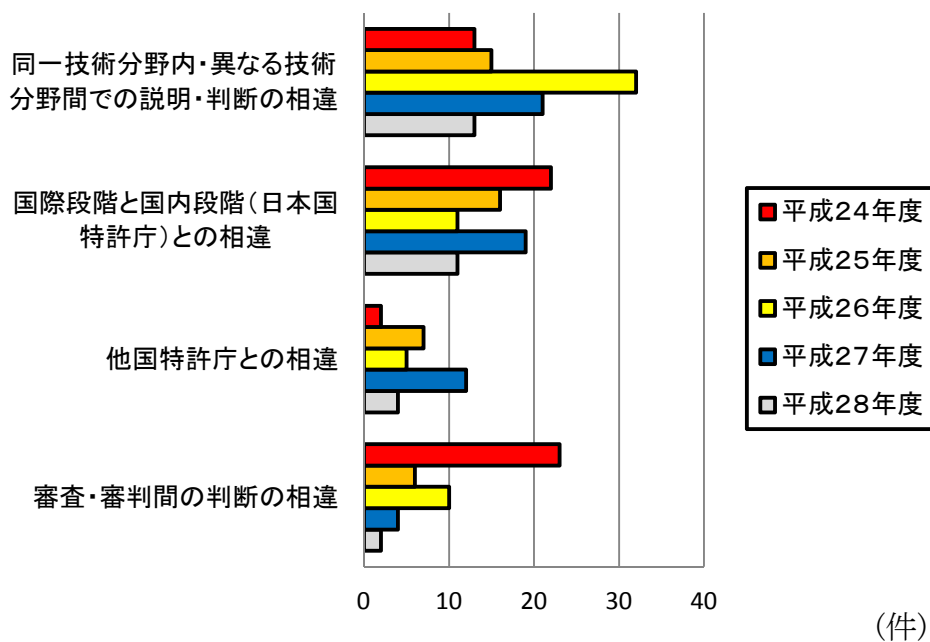


図 28:判断の均質性に関する指摘の内訳

⑦ 国内出願とPCT出願との比較

国内出願とPCT出願とに分けて、それぞれにおける指摘件数の傾向を分析したところ、国内出願とPCT出願の何れにおいても新規性・進歩性に関する指摘の割合が多数を占めておりました。

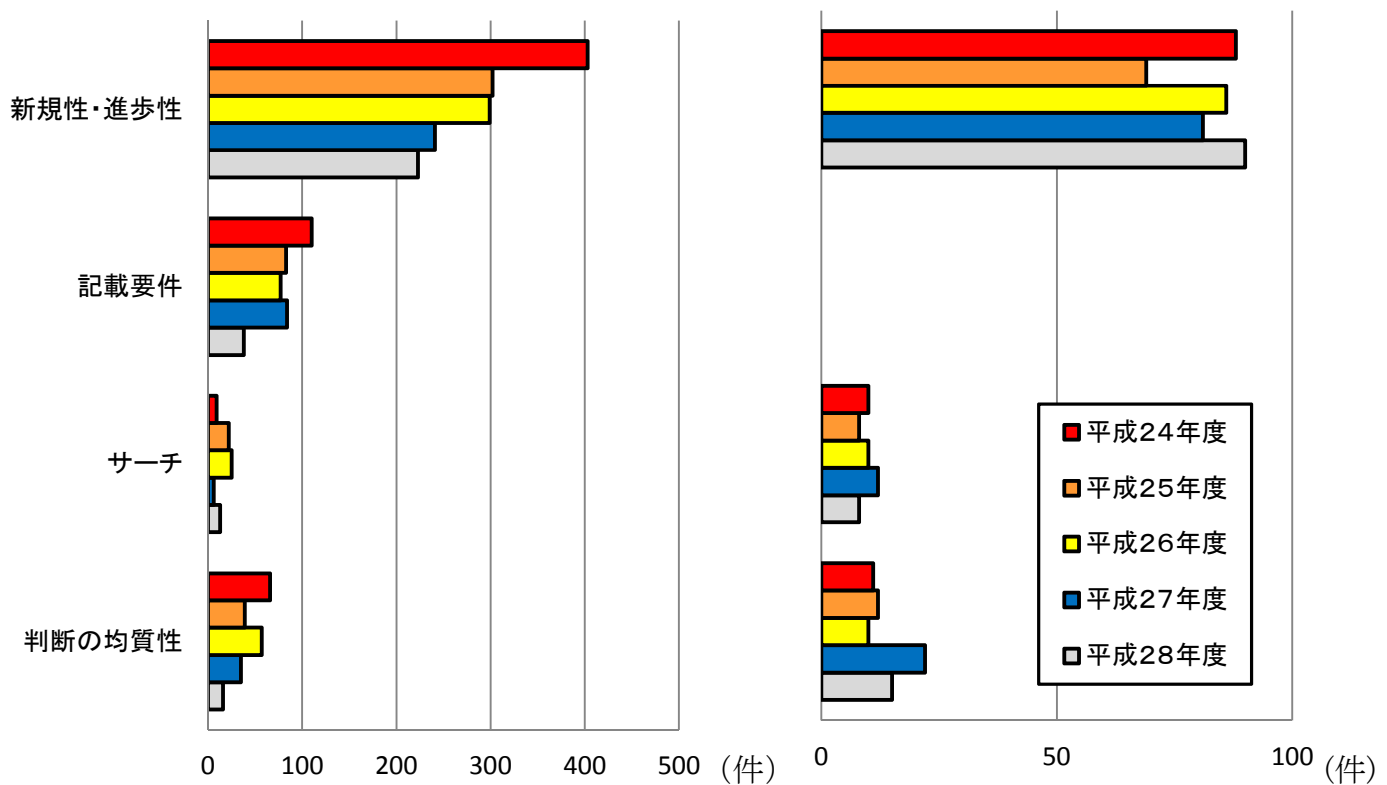


図 29：国内出願（左）とPCT出願（右）への質に関する不満・問題の指摘内容の内訳

4. 分析結果のポイント

国内の特許審査における質全般について、「満足」又は「比較的満足」の肯定的な回答の割合が調査開始より年々増加し、平成28年度は、平成27年度に引き続き半数を超えていました。

国内の特許審査の質に関する個別の項目（「拒絶理由通知等の記載」等）に対する評価では、各項目への評価は維持又は向上されておりました。特に、「第29条2項（進歩性）」と「第36条4項1号、第36条6項（明細書・特許請求の範囲の記載要件）」の設問では、「不満」又は「比較的不満」の否定的な回答の割合が肯定的な回答の割合に転じて、本年度は、否定的な回答の割合が2割を切りました。また、「判断の均質性について」の項目では、「比較的不満」又は「不満」と回答した割合が2割以上ではあったものの、着実な改善傾向が見受けられました（第5～11頁参照）。

PCT出願における国際調査等の質全般においても、「満足」又は「比較的満足」の肯定的な回答の割合が調査開始より年々向上し、平成27年度「満足」または「比較的満足」の肯定的な回答の割合が43%であったところが本年度は、48%にまで向上していました。

PCT出願の質に関する個別の項目（「国際特許分類の精度」等）に対する評価では、各項目への評価は概ね維持又は向上されておりました。特に、「外国特許文献の調査」の項目については、肯定的な回答の割合には昨年度からの変化が見受けられなかったものの、否定的な回答の割合が26%から19%にまで減少していました（第14～16頁参照）。

これらのことから、特許庁でこれまで取り組んできた、審査の質向上のための取組が、着実にユーザーの評価に結びついていると考えられます。

今後は、これまでの審査の質向上のための取組を着実に実施しつつ、今回のユーザー評価調査における、全体評価に対する個別項目の評価の影響に係る分析結果や（第25～28頁を参照）、特許庁で実施している他の分析結果を踏まえて、総合的な視点から課題・改善点の抽出を行い、今回抽出されたPCT出願での外国特許文献を含む先行技術文献調査や、判断の均質性等の課題の改善や、新規性・進歩性の判断、拒絶理由通知等の記載の質の維持・向上に取り組んでいく必要があります。

5. 分析結果のポイントで明らかになった課題への対応

本調査により把握された先行技術文献調査等の課題の改善状況は、今後も本調査を継続し、その結果を報告することを通じてユーザーにお知らせしていく予定です。また、併せて特許庁における品質管理の実施体制や実施状況等についてもホームページ等を通じて公表して参ります。

6. 今後のユーザー評価調査に向けて

本調査は、平成24年度から今年度まで同様の規模(今年度は、ユーザー732者を対象としました)で調査を実施され、例年、概ね9割の回答率で回答が得られており、ユーザーからご理解をいただくと共に、積極的にご協力いただいています。

平成24年度より順次調査票の見直しを重ね、平成28年度には、過去4年間の調査票との連続性を維持しつつ、回答者の負担を低減するために、設問を厳選するとともに、ユーザーニーズをより的確に把握するため、個別案件の質を問うB票、D票に具体的な不満内容を問う設問を設けました。

ユーザーニーズの継続的な把握のため、平成29年度以降もユーザーによる品質評価の手法の改善を図りつつ同様の調査を継続する予定です。今後の調査にあたっては、実施時期や実施方法、調査対象案件や調査対象者の選定方法、調査票の内容等について、更なる改善に向けて検討していきます。

なお、特許庁では、産業構造審議会の知的財産分科会に設けられた審査品質管理小委員会を設置し、審査品質管理の実施体制、実施状況の改善点等について議論していますが、本調査の結果は、その基礎としても活用されます。

謝辞

本調査の実施にあたりましては、多くのユーザーの皆様のご協力をいただきました。ここに、心より感謝の意を表します。

審査の質の維持・向上のためには、ユーザーの皆様による審査の品質評価を継続し、その結果に基づいて、特許審査及びその関連業務の継続的な改善を推進して行くことが必要です。引き続きのご協力をお願い致します。

(付録)調査票(A-D票)

【A票】 国内出願における特許審査の質全般について						
* 記名または無記名のいずれの回答を希望するかご回答ください。 ○ 記名で回答する ○ 無記名で回答する * 無記名での回答は、メールアドレス等により回答者が特定される場合であっても、無記名でいただいた回答として集計いたします。						
お名前			ご連絡先 (TEL)			
* ご回答者のお名前、ご連絡先をご記入の上（記名でのご回答を希望された場合のみ）、 下記【1】～【2】の問いにお答えください。 なお、ご回答いただいた内容につき、頂いた連絡先に確認の連絡をさせていただく場合がございます。						
【1】特許審査の質一般について						
	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	
	5	4	3	2	1	
①最近(1年程度)の特許審査の質全般についてどのように感じていますか。	☐	☐	☐	☐	☐	
②最近(1年程度)の特許審査の質に関し、 各項目1～10の評価についてお答えください。	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	
	5	4	3	2	1	わからない
1. 拒絶理由通知等（拒絶査定除く）の記載	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2. 拒絶査定の記載	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3. 条文の運用に関して						
3-1. 第29条1項柱書 (産業上の利用可能性、「発明」に該当するか否かの判断)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3-2. 第29条1項各号（新規性）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3-3. 第29条2項（進歩性）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3-4. 第36条4項1号、第36条6項 (明細書・特許請求の範囲の記載要件)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3-5. 第37条（発明の単一性）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3-6. 第17条の2第3項～6項 (明細書、特許請求の範囲等の補正)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4. 判断の均質性について	☐	☐	☐	☐	☐	☐
5. サーチに関して						
5-1. 国内特許文献の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐
5-2. 外国特許文献の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐
5-3. 非特許文献等の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐
6. 審査官の技術等に関する専門知識レベル	☐	☐	☐	☐	☐	☐
7. 審査官とのコミュニケーション (面接、電話による連絡等)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
8. 審査を通して付与された特許の権利範囲について (出願の開示や先行技術との対比において、十全な権利範囲となっているか。)	☐	☐	☐	☐	☐	☐

9. 特許審査の質に関し、他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点があれば、下記から選択してください。（複数可）

- | | |
|--|--------------------------------------|
| ☐ 先行技術文献調査 | ☐ 新規性・進歩性等の判断 |
| ☐ 拒絶理由通知等の記載 | ☐ 審査官の技術理解力 |
| ☐ その他（下記記入欄にご記入ください。） | |

（9. に関する自由記入欄）

10. 特許審査の質に関し、日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点があれば、その特許庁にチェックを入れ（複数可）、優れていると感じた点を記入欄に記入してください。
また、他国の特許庁の方が優れていると感じる点が特にない場合は、「特に感じる点はない」にチェックを入れてください。（任意）

- | | |
|--|---|
| ☐ 欧州特許庁（EPO） | ☐ 米国特許商標庁（USPTO） |
| ☐ 中国国家知識産権局（SIPO） | ☐ 韓国特許庁（KIPO） |
| ☐ その他（国名も記入欄に記載してください。） | ☐ 特に感じる点はない |

（10. に関する自由記入欄）

その他、特許審査の質に関し、ご意見・ご要望がございましたら下記の記入欄に記入してください。
（上記1～8の項目で、「1：不満」又は「2：比較的不満」をご回答になった理由や、これらの項目に関する追加のご意見・ご要望がありましたら、当欄に併せて記入してください。）

【2】その他

その他、ご意見・ご要望がございましたら下記の記入欄に記入してください。

（自己や他者の個別案件に対するご意見や、本調査の様式等の本調査の手続き等をご記入ください。

なお、個別案件についてのご意見を記入する場合には、担当審査官へのフィードバック可否についても併せてご記入ください。）

（記入欄）

【B票】 特定の国内出願における特許審査の質について

* 出願番号

(発明の名称)

・上記出願の審査に対する評価に関し、下記【1】、【2】についてご回答ください。

【1】ご回答頂いた内容を担当審査官にフィードバックしても構わない場合は、右記チェックボックスにチェックを入れてください。

☐ 担当審査官へのフィードバック可

【2】本件特許出願の特許審査の質についてどのように感じていますか。

満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満
5	4	3	2	1
☐	☐	☐	☐	☐

上記【2】にて「5」または「4」にチェックをされた場合、
 満足した点を以下の項目から選択してください。また、具体的な理由を下記の記入欄に記入してください(複数可、任意)。

- ☐ 拒絶理由通知／拒絶査定の記事内容が丁寧で分かりやすい
 ☐ 新規性・進歩性に関する判断が適切である
 ☐ サーチ範囲・サーチ結果が適切である
 ☐ 審査官とのコミュニケーション（面接、電話等による連絡）が有用であった（例えば、補正の示唆等）
 ☐ その他（具体的な内容を下記記入欄に記入してください。）

(自由記入欄)

上記【2】にて「2」または「1」にチェックをされた場合、

1. 具体的にどの手続きに不満があったのかをⅠ欄に記載の手続きから選択してチェックし（複数可）、
 2. チェックした各手続きのどの点に不満があったのかを以下のA～Iから選択してⅡ欄にチェックしてください（複数可）。

Ⅰ欄

Ⅱ欄

☐ 最初の拒絶理由通知
 ☐ 最後の拒絶理由通知
 ☐ 特許査定
 ☐ 拒絶査定

A	B	C	D	E	F	G	H	I
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

- A：新規性・進歩性を欠いている理由についての説明、判断に不満がある ⇒ 3－1. にもご回答ください
 B：記載要件（第36条4項1号、第36条6項）を満たしていないとする理由についての説明、判断に不満がある ⇒ 3－2. にもご回答ください
 C：サーチ範囲・サーチ結果に不満がある ⇒ 3－3. にもご回答ください
 D：判断の均質性について不満がある ⇒ 3－4. にもご回答ください
 E：単一性違反（第37条）に関する説明、判断に不満がある
 F：拒絶理由通知／拒絶査定を読んでも審査官の判断または意図がよく理解できない
 G：引用文献が必要以上に多く提示されている
 H：審査官とのコミュニケーション（面接、電話等による連絡）に不満がある
 I：その他

3. 上記2. でチェックした具体的理由について、下記3-1. ～3-5. にご回答ください。

3-1. 上記2. でA（新規性・進歩性）をチェックした場合には、その不満の内容を以下から選択してください。

- | | |
|---|--|
| ☐ 引用文献の認定 | ☐ 一致点・相違点についての説明・判断 |
| ☐ 組合せ・動機づけについての説明・判断 | ☐ 下位請求項に対する説明・判断 |
| ☐ その他 | |

（自由記入欄）差し支えがなければ、不満と思われる具体的内容をご記入ください。

--

3-2. 上記2. でB（記載要件）をチェックした場合には、その不満の内容を以下から選択してください。

- | | |
|--|--|
| ☐ サポート要件に関する説明・判断 | ☐ 実施可能要件に関する説明・判断 |
| ☐ 明確性要件に関する説明・判断 | ☐ プロダクト・バイ・プロセスクレーム（PBP）に関する説明・判断 |
| ☐ その他 | |
- * 上記チェックボックス欄にチェックする場合には、「明確性要件に関する説明・判断」のチェックボックス欄には、チェックしないでください。

（自由記入欄）差し支えがなければ、不満と思われる具体的内容をご記入ください。

--

3-3. 上記2. でC（サーチ）をチェックした場合には、その不満の内容を以下から選択してください。

- | | |
|------------------------------------|--|
| ☐ 外国特許文献の調査 | ☐ 非特許文献の調査 |
| ☐ 国内特許文献の調査 | ☐ 他国特許庁の調査結果との違い（国名： <input type="text"/>) |
| ☐ その他 | |

（自由記入欄）差し支えがなければ、不満と思われる具体的内容をご記入ください。

--

3-4. 上記2. でD（判断の均質性）をチェックした場合には、その不満の内容を以下から選択してください。

- | | |
|--|---|
| ☐ 同一技術分野内での説明・判断の相違 | ☐ 異なる技術分野間での説明・判断の相違 |
| ☐ 審査・審判間の判断の相違 | ☐ 他国特許庁との相違（国名： <input type="text"/>) |
| ☐ その他 | |

（自由記入欄）差し支えがなければ、不満と思われる具体的内容をご記入ください。

--

3-5. その他、追加のご意見・ご要望等がございましたら併せてご記入ください。

他の個別案件についてのご意見でも構いません。

（なお、個別案件についてのご意見を記入する場合には、担当審査官へのフィードバック可否についても併せてご記入ください。）

（自由記入欄）

--

【C票】 P C T 出願における国際調査等の質全般について

* 記名または無記名のいずれの回答を希望するかご回答ください。

☐ 記名で回答する

☐ 無記名で回答する

* 無記名での回答は、メールアドレス等により回答者が特定される場合であっても、無記名でいただいた回答として集計いたします。

お名前

ご連絡先 (Tel)

* ご回答者のお名前、ご連絡先をご記入の上（記名でのご回答を希望された場合のみ）、
下記【1】～【2】の問いにお答えください。

* なお、ご回答いただいた内容につき、頂いた連絡先に確認の連絡をさせていただくことがございます。

【1】国際調査等（国際調査報告（様式210）・見解書（様式237）・予備審査（様式409））の質一般について

	満足 5	比較的 満足 4	普通 3	比較的 不満 2	不満 1	
①最近（1年程度）の国際調査等の質全般についてどのように感じていますか。	☐	☐	☐	☐	☐	
②最近（1年程度）の国際調査等の質に関し、 各項目1～11の評価についてお答えください。	満足 5	比較的 満足 4	普通 3	比較的 不満 2	不満 1	わからない
1. 国際特許分類の精度	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2. 除外対象*に関する判断 * 数学の理論や事業活動、情報の単なる提示などにより調査の除外となったもの	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3. 単一性違反に関する判断	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4. 新規性・進歩性に関する判断	☐	☐	☐	☐	☐	☐
5. 新規性・進歩性に関する見解の記載	☐	☐	☐	☐	☐	☐
6. 記載不備等に関する判断	☐	☐	☐	☐	☐	☐
7. 国際調査等における判断の均質性について	☐	☐	☐	☐	☐	☐
8. 国際段階と国内段階との間での統一的な判断 (日本国特許庁が行った国際調査等での判断と、日本国への国内移行後の判断との間で一貫性があるか。)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
9. サーチに関して						
9-1. 国内特許文献の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐
9-2. 外国特許文献の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐
9-3. 非特許文献等の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐

1 0. 国際調査等の質に関し、他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点があれば、下記から選択してください。

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 先行技術文献調査 | ☐ 新規性・進歩性等の判断 |
| ☐ 見解書等の記載 | ☐ 審査官の技術理解力 |
| ☐ その他 | |

(1 0. に関する自由記入欄)

1 1. 国際調査等の質に関し、日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点があれば、その特許庁にチェックを入れ（複数可）、優れていると感じた点を記入欄に記入してください。
また、他国の特許庁の方が優れていると感じる点が特にない場合は、「特に感じる点はない」にチェックを入れてください。（任意）

- | | |
|---|---|
| ☐ 欧州特許庁（EPO） | ☐ 米国特許商標庁（USPTO） |
| ☐ 中国国家知識産権局（SIPO） | ☐ 韓国特許庁（KIPO） |
| ☐ その他（国名も記入欄に記載してください） | ☐ 特に感じる点はない |

(1 1. に関する自由記入欄)

その他、特許審査の質に関し、ご意見・ご要望がございましたら下記の記入欄に記入してください。
（上記 1 ～ 9 の項目で、「1：不満」又は「2：比較的不満」をご回答になった理由や、これらの項目に関する追加のご意見・ご要望がありましたら、当欄に併せて記入してください。）

【2】その他

その他、ご意見・ご要望がございましたら下記の記入欄に記入してください。

（自己や他者の個別案件に関するご意見、他国の国内段階での審査・調査結果に基づくご意見、本調査票の様式等の本調査の手続きに関するご意見等をご記入ください。

なお、個別案件についてのご意見をご記入いただく場合には、担当審査官へのフィードバック可否についても併せてご記入ください。）

(記入欄)

【D票】 特定のPCT出願における国際調査等の質について

* 国際出願番号

(発明の名称)

・上記出願の国際調査等（国際調査報告(様式210)・見解書(様式237)・予備審査(様式409)）に対する評価に関し、下記【1】、【2】についてご回答ください。

【1】ご回答頂いた内容を担当審査官にフィードバックしても構わない場合は、右記チェックボックスにチェックを入れてください。

☐ 担当審査官へのフィードバック可

【2】本件PCT出願の国際審査等の質についてどのように感じていますか。

満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満
5	4	3	2	1
☐	☐	☐	☐	☐

上記【2】にて「5」または「4」にチェックをされた場合、満足した点を以下の項目から選択してください。また、具体的な理由を下記の記入欄に記入してください（複数可、任意）。

- ☐ 国際調査報告・見解書等の記載内容が丁寧で分かりやすい
- ☐ 新規性・進歩性に関する判断が適切である
- ☐ サーチ範囲・サーチ結果が適切である
- ☐ その他（具体的な内容を下記記入欄に記入してください。）

(自由記入欄)

上記【2】にて「2」または「1」にチェックをされた場合、

1. 具体的にどの手続きに不満があったのかをⅠ欄に記載の手続きから選択してチェックし（複数可）、
2. チェックした各手続きのどの点に不満があったのかを以下のA～Hから選択してⅡ欄にチェックしてください（複数可）。

Ⅰ 欄

- ☐ 国際調査報告（様式210）／見解書（様式237）
- ☐ 予備審査（様式409）

Ⅱ 欄

A	B	C	D	E	F	G	H
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

- A：新規性・進歩性を欠いている理由についての説明、判断に不満がある ⇒ 3－1. にもご回答ください
- B：サーチ範囲・サーチ結果に不満がある ⇒ 3－2. にもご回答ください
- C：判断の均質性について不満がある ⇒ 3－3. にもご回答ください
- D：記載不備等と判断した理由についての説明、判断に不満がある
- E：単一性違反に関する説明、判断に不満がある
- F：引用箇所の指摘が不十分であるため、引用文献のどの箇所に記載されてるのが分かりにくい
- G：引用文献が必要以上に多く提示されている
- H：その他

3. 上記2. でチェックした具体的理由について、下記3-1. ～3-4. にご回答ください。

3-1. 上記2. でA（新規性・進歩性）をチェックした場合には、その不満の内容を以下から選択してください。

- | | |
|---|--|
| ☐ 引用文献の認定 | ☐ 一致点・相違点についての説明・判断 |
| ☐ 組合せ・動機づけについての説明・判断 | ☐ 下位請求項に対する説明・判断 |
| ☐ その他 | |

（自由記入欄）差し支えがなければ、不満と思われる具体的内容をご記入ください。

3-2. 上記2. でB（サーチ）をチェックした場合には、その不満の内容を以下から選択してください。

- | | |
|------------------------------------|--|
| ☐ 外国特許文献の調査 | ☐ 非特許文献の調査 |
| ☐ 国内特許文献の調査 | ☐ 他国特許庁の調査結果との違い（国名： <input type="text"/>) |
| ☐ その他 | |

（自由記入欄）差し支えがなければ、不満と思われる具体的内容をご記入ください。

3-3. 上記2. でC（判断の均質性）をチェックした場合には、その不満の内容を以下から選択してください。

- | | |
|--|---|
| ☐ 同一技術分野内での説明・判断の相違 | ☐ 異なる技術分野間での説明・判断の相違 |
| ☐ 国際段階と国内段階（日本国特許庁）との相違 | ☐ 国際段階と国内段階（他国特許庁）との相違 |
| ☐ 国際段階（日本国特許庁）での相違 | （国名： <input type="text"/>) |
| ☐ その他 | |

（自由記入欄）差し支えがなければ、不満と思われる具体的内容をご記入ください。

3-4. その他、追加のご意見・ご要望等がございましたら併せてご記入ください。

他の個別案件に対するご意見でも構いません。

（なお、個別案件についてのご意見を記入する場合には、担当審査官へのフィードバック可否についても併せてご記入ください。）

（自由記入欄）

(英語版)

【Sheet A】 Overall Quality of Patent Examination on National Applications						
When responding to the questionnaire, please indicate by checking the box below if you wish your name to be known to us; or if you wish to remain anonymous, i.e., you don't want your name to be known to us. ☐ Wish your name to be known to us. ☐ Wish to be anonymous. *If you choose "Wish to be anonymous," your response will be handled anonymously. However, information such as your e-mail address might disclose your identity, which we will not make note of.						
Your Name				E-mail address		
If you choose "Wish your name to be known to us," please fill in the spaces above with your name and e-mail address. Please be advised that by providing your name and e-mail address, we may contact you if we have any question about your responses.						
We would appreciate it if you would kindly answer all the questions in [1] and [2] below.						
[1] Overall Quality of Patent Examination						
		Satisfied	Somewhat Satisfied	Neutral	Somewhat Unsatisfied	Unsatisfied
		5	4	3	2	1
1)	Are you satisfied with the overall quality of patent examination at the JPO during the last one year or so?	☐	☐	☐	☐	☐
2)	Please evaluate the quality of JPO's patent examination regarding the following aspects 1-10 below.	Satisfied	Somewhat Satisfied	Neutral	Somewhat Unsatisfied	Unsatisfied
		5	4	3	2	1
		not sure				
1.	description in notifications of reasons for refusal (except for any decisions of refusal)	☐	☐	☐	☐	☐
2.	description in decision of refusal	☐	☐	☐	☐	☐
3.	proper application of the following legal wordings					
3-1.	the main paragraph of Article 29 (1) (industrial applicability and judgement of whether the subject matter falls under the concept of "invention")	☐	☐	☐	☐	☐
3-2.	items of Article 29 (1) (novelty)	☐	☐	☐	☐	☐
3-3.	Article 29 (2) (inventive step)	☐	☐	☐	☐	☐
3-4.	Article 36 (4) (i) and Article 36 (6) (descriptive requirements for description and claims)	☐	☐	☐	☐	☐
3-5.	Article 37 (unity of invention)	☐	☐	☐	☐	☐
3-6.	Article 17-2 (3) through Article 17-2 (6) (amendment of description and claims etc.)	☐	☐	☐	☐	☐
4.	consistency of judgements among examiners	☐	☐	☐	☐	☐
5.	appropriateness of searches					
5-1.	domestic patent literature searches	☐	☐	☐	☐	☐
5-2.	foreign patent literature searches	☐	☐	☐	☐	☐
5-3.	non-patent literature searches	☐	☐	☐	☐	☐
6.	level of examiners' expertise in technical details	☐	☐	☐	☐	☐
7.	communication with examiners (such as face-to-face interviews and telephone conversations)	☐	☐	☐	☐	☐
8.	scope of patent that was granted after examination (Is the scope of the patent that was granted sufficient in terms of the contents of the application and prior art?)	☐	☐	☐	☐	☐

9. If you have found any qualities that the JPO has, which exceed those of other patent offices, please check the categories below (multiple choices allowed).			
☐ prior art searches ☐ description in notifications of reasons for refusal ☐ others (fill in the space below)	☐ judgement on novelty/inventive step ☐ examiners' understanding of technical details		
<table border="1"> <tr> <td>comments for 9</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>		comments for 9	
comments for 9			
10. If you have found other patent office(s), which have superior qualities compared to those of the JPO, please check the foreign patent office(s) below (multiple choices allowed). We also welcome your comment on which area the other offices are superior. If you did not feel that the other offices were superior, then please check "nothing in particular".			
☐ European Patent Office (EPO) ☐ State Intellectual Property Office of the P.R.C. (SIPO) ☐ Other Office(s) (Which office(s) is it? Please fill in the space below.)	☐ United States Patent and Trademark Office (USPTO) ☐ Korean Intellectual Property Office (KIPO) ☐ nothing in particular		
<table border="1"> <tr> <td>comments for 10</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>		comments for 10	
comments for 10			
<table border="1"> <tr> <td> If you have any other comments on or requests for improving the quality of patent examination, please let us know in the space below. (If you chose "1: Unsatisfied" or "2: Somewhat Unsatisfied" in 1.-8. above, please comment on your reasons for being unsatisfied or somewhat unsatisfied.) </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>		If you have any other comments on or requests for improving the quality of patent examination, please let us know in the space below. (If you chose "1: Unsatisfied" or "2: Somewhat Unsatisfied" in 1.-8. above, please comment on your reasons for being unsatisfied or somewhat unsatisfied.)	
If you have any other comments on or requests for improving the quality of patent examination, please let us know in the space below. (If you chose "1: Unsatisfied" or "2: Somewhat Unsatisfied" in 1.-8. above, please comment on your reasons for being unsatisfied or somewhat unsatisfied.)			
[2] Comments/Requests about any other aspects of the questionnaire We would appreciate it if you would kindly give us any comments or requests you might have about any other aspects of the questionnaire. For example, this could include your opinions about your own or other users' specific application(s); or your comments could be about this Survey itself, such as the format, forms, wording. Please specify here whether you consent to giving your responses to the examiner(s) in charge as feedback, if you give any comments on any specific application.			
<table border="1"> <tr> <td>comments</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>		comments	
comments			

[Sheet B] Quality of Patent Examination on Specific National Applications

* **Application Number**

(Title of the Invention)

We would appreciate it if you would kindly answer the following questions in [1] and [2] below about the examination conducted on this specific patent application

[1] If you consent to giving your responses to the examiner(s) in charge as feedback, please check the box on the right side.

☐ **I consent to giving my responses to the examiner(s) in charge as feedback.**

[2] Are you satisfied with the quality of patent examination on this application?

Satisfied		Neutral	Unsatisfied	
5	4	3	2	1
☐	☐	☐	☐	☐

If you chose "5: Satisfied" or "4: Somewhat Satisfied"

please check the reasons which you are satisfied/somewhat satisfied with among the choices provided below. (This is optional and multiple responses are possible.)

- ☐ thorough and easy-to-understand description in the notification(s) of reasons for refusal
- ☐ proper judgement on novelty/inventive step
- ☐ proper search scope/search results
- ☐ effective communication with examiners (such as face-to-face interviews and telephone conversations suggesting amendments, etc.)
- ☐ others (Please write the details in the space below.)

comments

If you chose "2: Somewhat Unsatisfied" or "1: Unsatisfied" :

- (1) Please check the procedures in **Column I** with which you are somewhat unsatisfied/unsatisfied (multiple choices allowed); and then
- (2) check the options in **Column II** from A-I with which you are somewhat unsatisfied/unsatisfied (multiple choices allowed). The descriptions for A through I are listed below.

Column I
☐ first notification of reasons for refusal
☐ final notification of reasons for refusal
☐ decision to grant a patent
☐ decision of refusal

Column II								
A	B	C	D	E	F	G	H	I
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

- | | |
|---|------------------------|
| A : description regarding judgement of lack of novelty/inventive step, or the judgement itself | ⇒ Please go on to 3-1. |
| B : description regarding judgement of lack of descriptive requirements (Article 36 (4) (i) and Article 36 (6)), or the judgement itself | ⇒ Please go on to 3-2. |
| C : search scope/search results | ⇒ Please go on to 3-3. |
| D : consistency of judgements among examiners | ⇒ Please go on to 3-4. |
| E : description or judgement regarding violation of requirements for unity (Article 37) | |
| F : difficulty in understanding the reasons for or explanation about the examiner's judgements in regard to notification(s) of reasons for refusal/decisions of refusal | |
| G : excessive number of cited documents | |
| H : poor communication by examiners (such as face-to-face interviews and telephone conversations) | |
| I : others | |

(3) Please let us know the basis for your choice in 2. above.	
3-1. If you chose "A: novelty/inventive step" in 2. above, please check the reasons with which you are unsatisfied.	
☐ identification of cited document(s) ☐ description/judgement of combination/motivation ☐ others	☐ description/judgement of identical features/differences ☐ description/judgement regarding dependent claim(s)
comments (Please comment in the space below why you are unsatisfied with this case.)	
3-2. If you chose "B: descriptive requirements," in 2. above, please check the reasons with which you are unsatisfied.	
☐ description/judgement regarding support requirements ☐ description/judgement regarding clarity requirements ☐ others	☐ description/judgement regarding enablement requirements ☐ description/judgement regarding product-by-process (PBP) claims *If you check this box for PBP claims, do not check the box "description/judgement regarding clarity requirements."
comments (Please comment in the space below why you are unsatisfied with this case.)	
3-3. If you chose "C: searches," in 2. above, please check the reasons with which you are unsatisfied.	
☐ foreign patent literature searches ☐ domestic patent literature searches ☐ others	☐ non-patent literature searches ☐ difference from the search results at the office(s) other than the JPO (office name:)
comments (Please comment in the space below why you are unsatisfied with this case.)	
3-4. If you chose "D: consistency of judgements" in 2. above, please check the reasons with which you are unsatisfied.	
☐ difference in descriptions/judgements in the same technical field ☐ difference in judgements between the examination division and the appeals and trials ☐ others	☐ difference in descriptions/judgements among different technical fields ☐ difference from the search results at the office(s) other than the JPO (office name:)
comments (Please comment in the space below why you are unsatisfied with this case.)	
3-5. If you have any further comments or requests, please write them in the space below. You can also write comments/requests about other application(s). (Please specify here whether you consent to giving your response to the examiner(s) in charge as feedback or not, if you give any comments on any other specific application.)	
comments	